

津軽沿岸海岸保全基本計画

平成 15 年 6 月

青 森 県

青い海はみんなの宝

津軽沿岸の基本理念

ふるさとの豊かな自然と夕陽海岸に育まれ
古くからの海上交易により栄えてきた文化、風土を継承し
新たな活力を培う津軽沿岸の海岸づくり

津軽沿岸の基本方針

日本海の厳しい季節風等に対応し、安全ですこやかな暮らしができる海岸づくり

津軽沿岸を象徴する「夕陽海岸」など、豊かな海岸景観と貴重な自然環境の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

「森・川・海」の保全と創造を図るため、津軽沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

目次

1. 津軽沿岸海岸保全基本計画の概要	1
1-1 目的.....	1
1-2 海岸保全基本方針の概要.....	2
1-3 対象範囲.....	4
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
2-1 海岸の概要	5
2-1-1 海岸保全の経緯.....	5
2-1-2 海岸に対するイメージ.....	5
2-2 自然的特性	7
2-2-1 気象・海象.....	7
2-2-2 地勢.....	8
2-2-3 河川.....	9
2-2-4 汀線地形.....	10
2-2-5 自然公園・天然記念物.....	11
2-3 社会的特性	12
2-3-1 人口.....	12
2-3-2 産業.....	12
2-3-3 交通.....	13
2-3-4 歴史・文化財.....	13
2-3-5 関連する法規制.....	14
2-3-6 関連する諸計画.....	15
2-4 海岸防護の現況	17
2-4-1 海岸保全施設整備の現況.....	17
2-4-2 海岸防護に対する沿岸住民の意識.....	24
2-5 海岸環境の現況	25
2-5-1 海岸環境の現況.....	25
2-6 海岸利用の現況	32
2-6-1 海岸利用の現況.....	32
2-6-2 海岸利用に対する沿岸住民の意識.....	39
2-7 海岸の保全の方向に関する事項	41
2-7-1 沿岸の特性総括.....	41
2-7-2 海岸の保全の基本理念.....	45
2-7-3 海岸の保全に関する基本方針.....	46
2-8 海岸の防護に関する事項	47

2 - 8 - 1 海岸の防護の目標と防護水準.....	47
2 - 8 - 2 防護の目標を達成するための施策.....	47
2 - 9 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	48
2 - 9 - 1 海岸環境の整備および保全のための施策.....	48
2 - 10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	48
2 - 10 - 1 公衆の適正な利用を促進するための施策.....	48
2 - 11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性.....	49
3 . 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....	52
3 - 1 海岸保全施設の整備の考え方.....	52
3 - 2 海岸保全施設を整備しようとする区域.....	53
3 - 3 海岸保全施設の種類及び規模等.....	53
3 - 4 受益地域の状況.....	53
3 - 5 地域との連携.....	53
4 . 計画の見直しの時期と対処方法.....	65

1. 津軽沿岸海岸保全基本計画の概要

1-1 目的

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。

一方、消費型社会から循環型社会への転換等に見られる社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請は自然環境の保全や海岸利用への対応など、多岐にわたってきた。

こうした状況を踏まえて、平成 11 年に「海岸法」が改正され、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進することが求められている。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められている。

これを受けて、青森県に属する津軽沿岸域においても、国により策定された「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理実施に向けて、「海岸保全基本計画」を策定するものである。

防護・環境・利用と調和のとれた総合的な海岸管理

- ・法目的に「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」を追加
- ・防護、環境、利用の調和のとれた管理を推進

地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入

海岸法の対象となる海岸の拡張

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置づけ、管理を推進
- ・海岸の管理における市町村参画の推進

改正の要点

1-2 海岸保全基本方針の概要

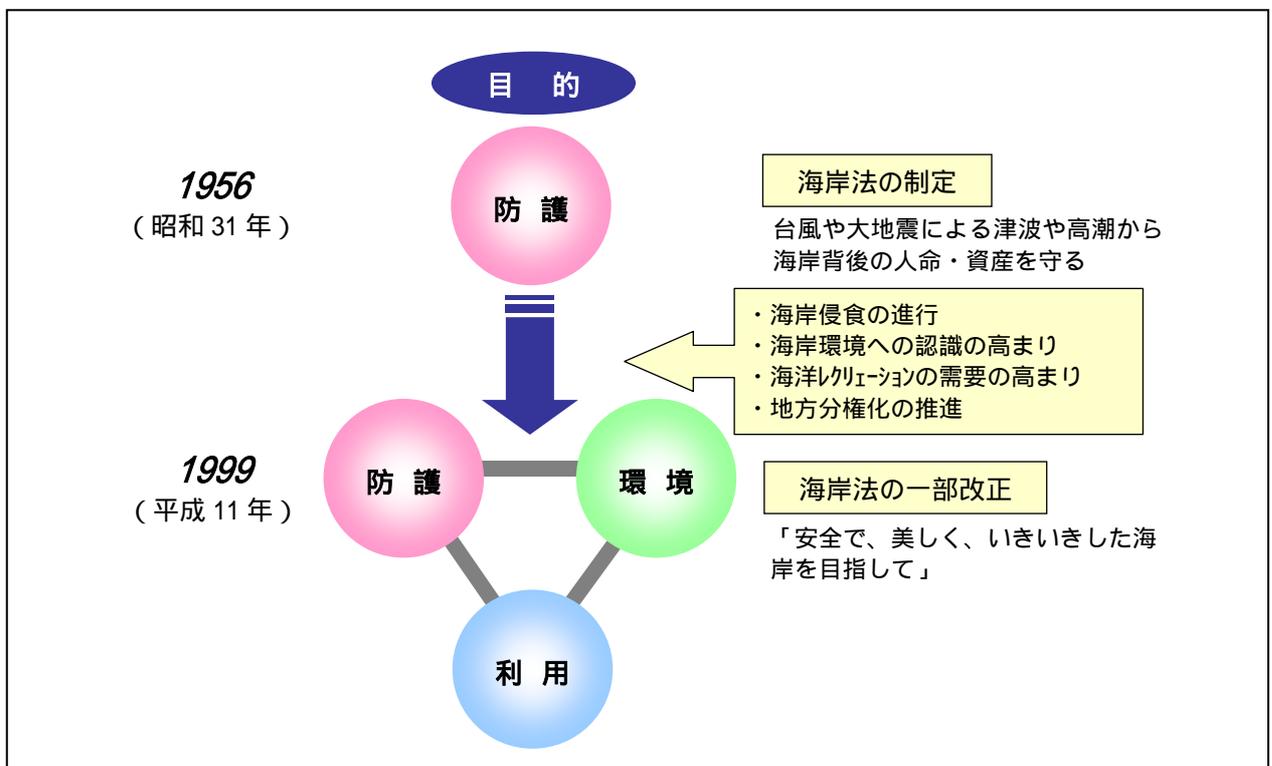
海岸法改正の趣旨

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」

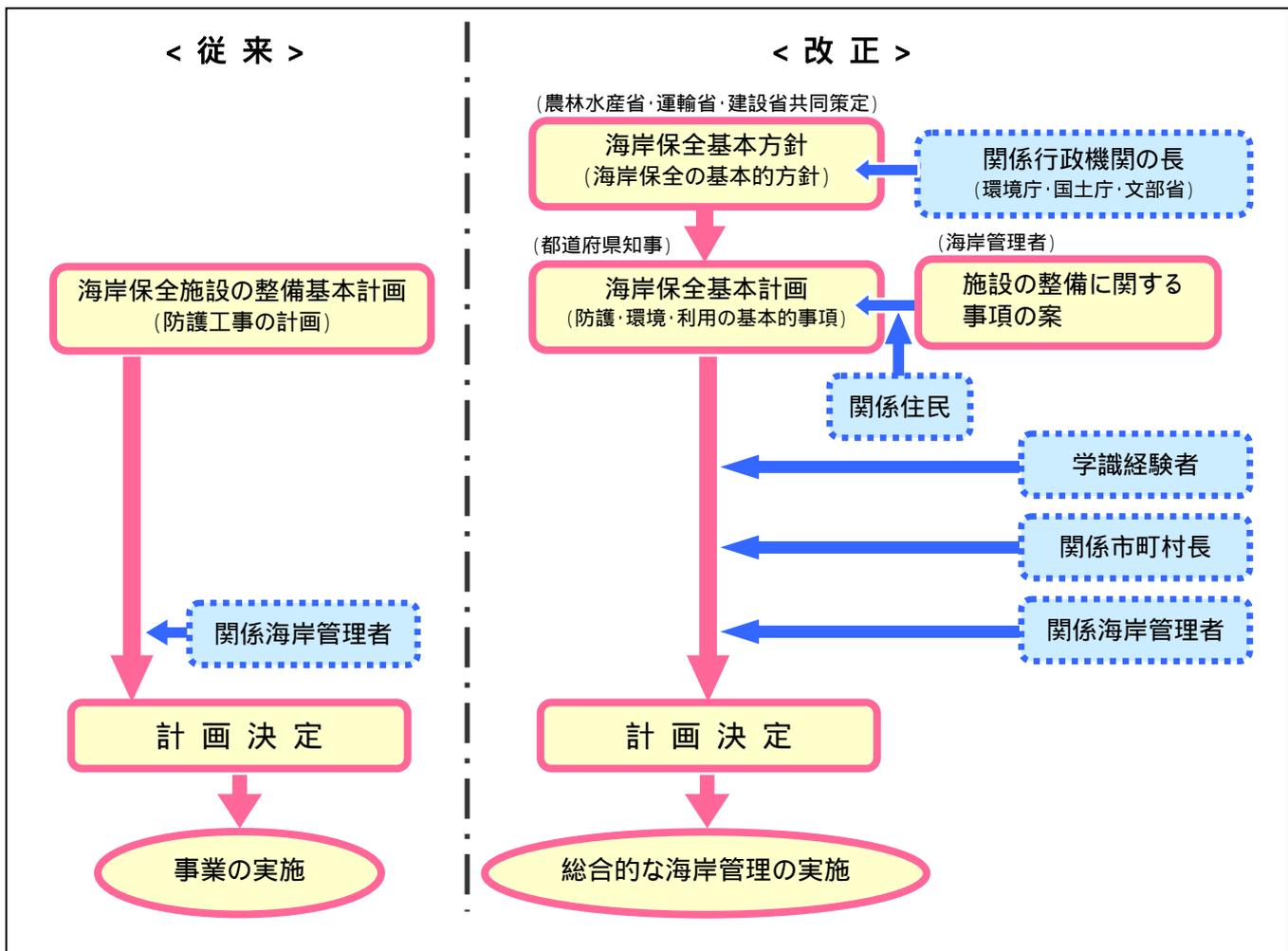
海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、さまざまな利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

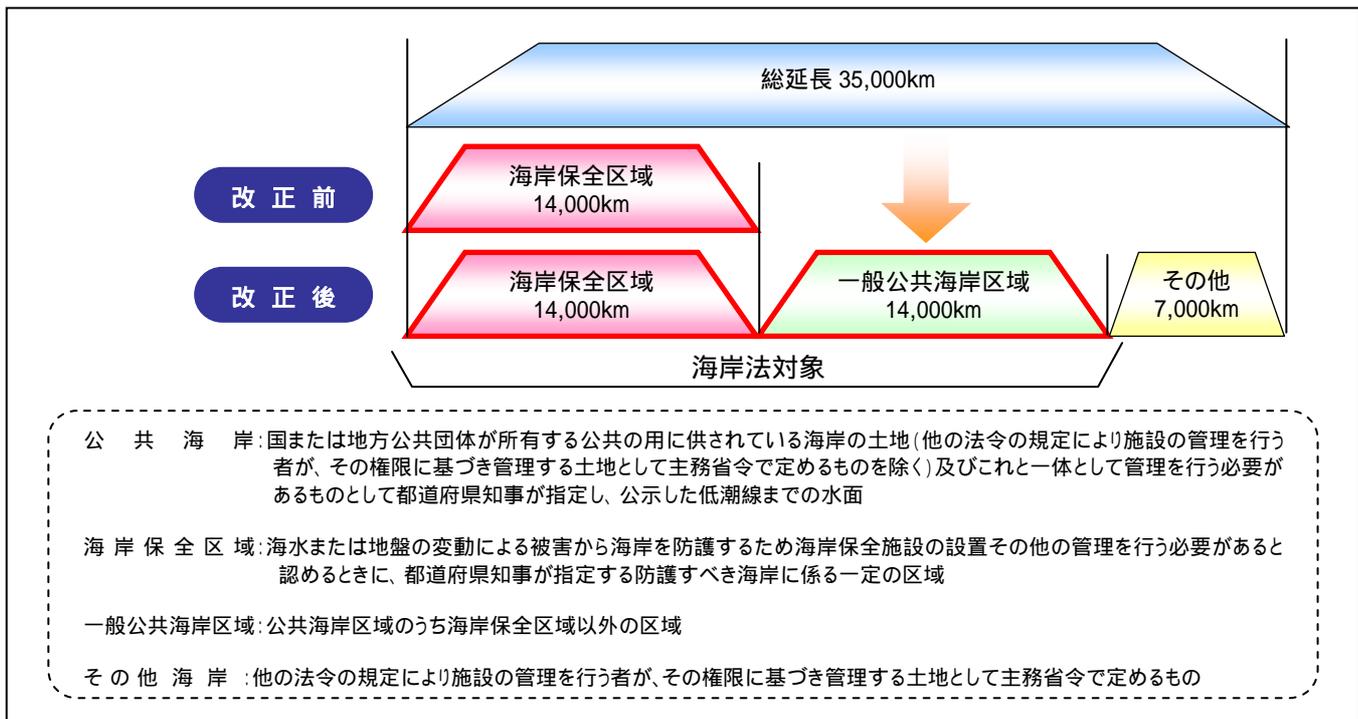
この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。



海岸法改正の経緯



改正海岸法による新たな計画制度



海岸法の改正による海岸の延長

1 - 3 対象範囲

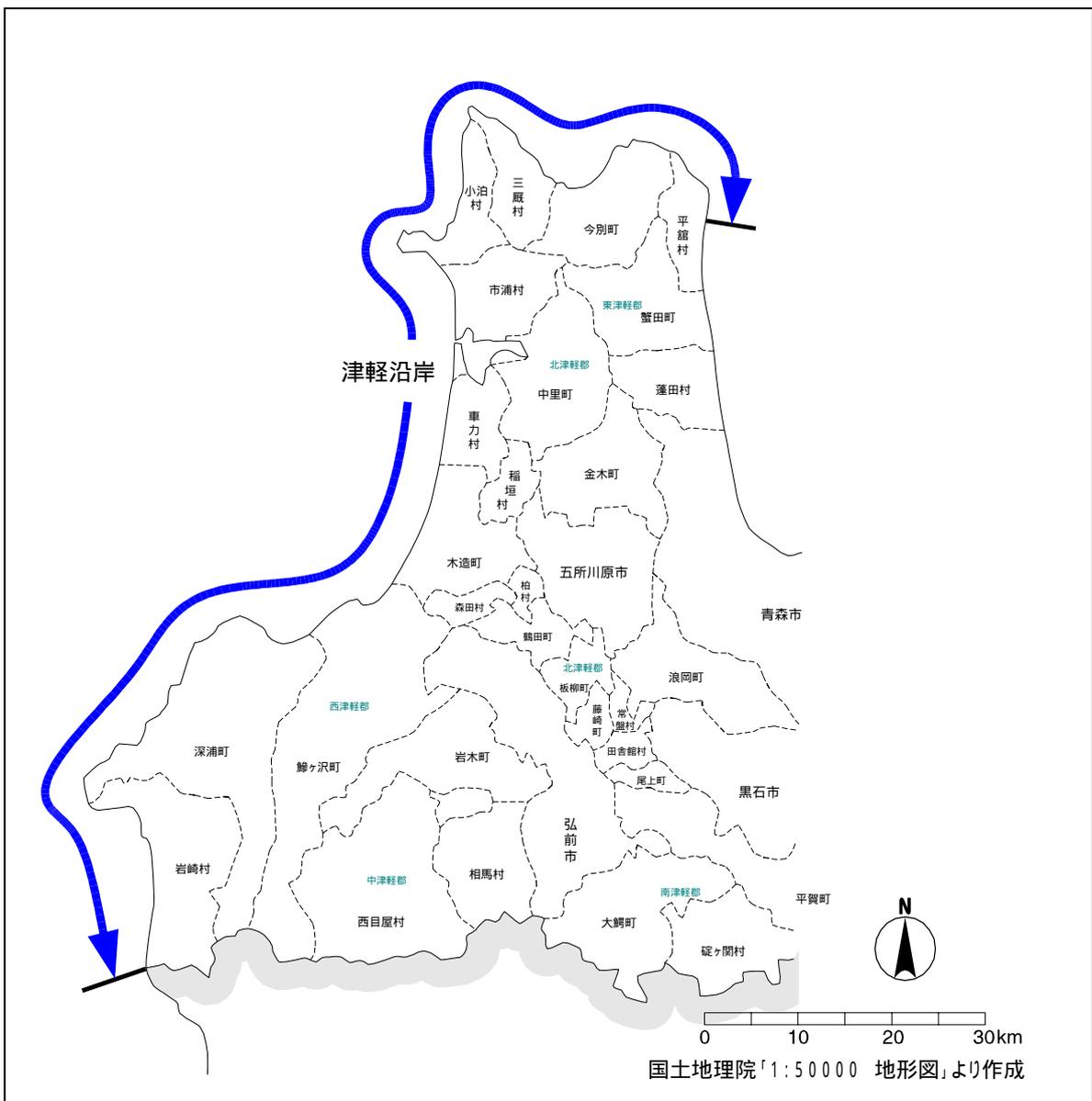
津軽沿岸の海岸保全基本計画策定の対象は、以下に示す沿岸域とする。

海岸保全基本計画の策定する沿岸域

沿岸名	区域		延長	区域内市町村			
	起点	終点					
津軽沿岸	根岸	秋田県界	214,488 m	平館村 市浦村 深浦町	今別町 車力村 岩崎村	三厩村 木造町	小泊村 鯨ヶ沢町

根岸とは、平館漁港区域の南端とする

(延長は、平成13年度版 海岸統計)



津軽沿岸の対象範囲

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の概要

2-1-1 海岸保全の経緯

津軽沿岸の海岸整備は、昭和 30 年代初頭の相次ぐ季節風や台風等の被害を契機に、昭和 36 年に三厩漁港海岸に着手したのが始まりで、翌年には国直轄事業で津軽海岸に、また同年に県単独事業で三厩海岸に着手され、これまでに海岸堤防・護岸や離岸堤等による海岸保全施設の整備が進められてきた。

しかし、未だに台風・冬期風浪等による海岸付近集落への越波被害や、砂浜海岸の侵食の進行等があることから、更なる海岸保全施設の整備を進めているところである。

また同時に、近年の海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、良好な海浜空間を目指した整備も進められてきたところである。

これら海岸の整備は、3 省庁により分担して進められており、それぞれの所管延長は下表の通りとなっている。

津軽沿岸における3省庁所管延長

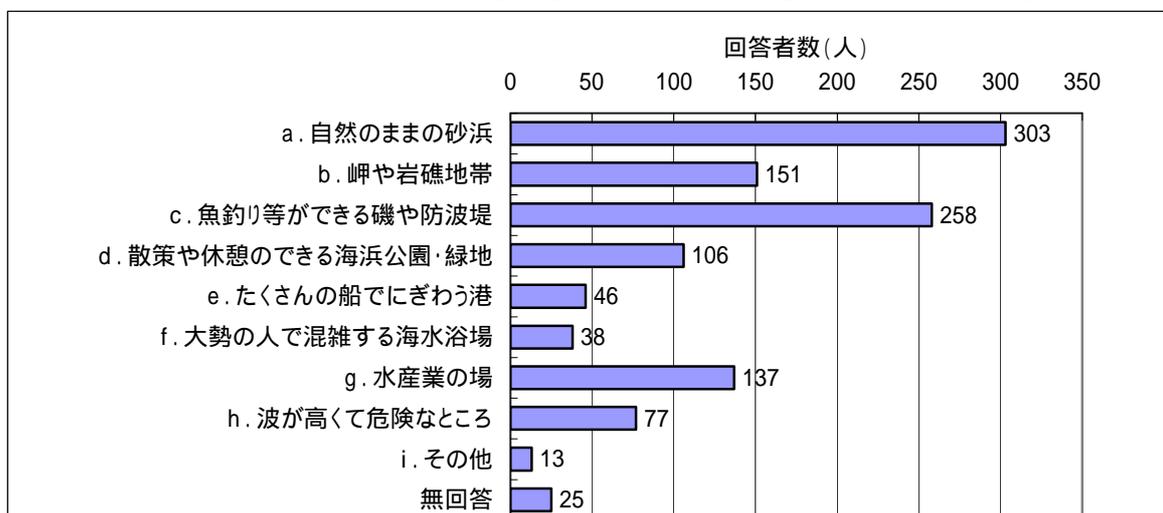
(単位:m)

	海岸線延長	海岸保全区域延長	海岸保全区域の有施設延長
青森県	746,418	407,947	252,684
津軽沿岸	214,488	120,838	87,604
国土交通省 河川局所管	108,803	51,019	43,605
国土交通省 港湾局所管	12,024	6,669	3,701
農林水産省 農村振興局所管	16,497	16,224	16,224
農林水産省 水産庁所管	77,164	46,926	24,074

(平成13年度版 海岸統計)

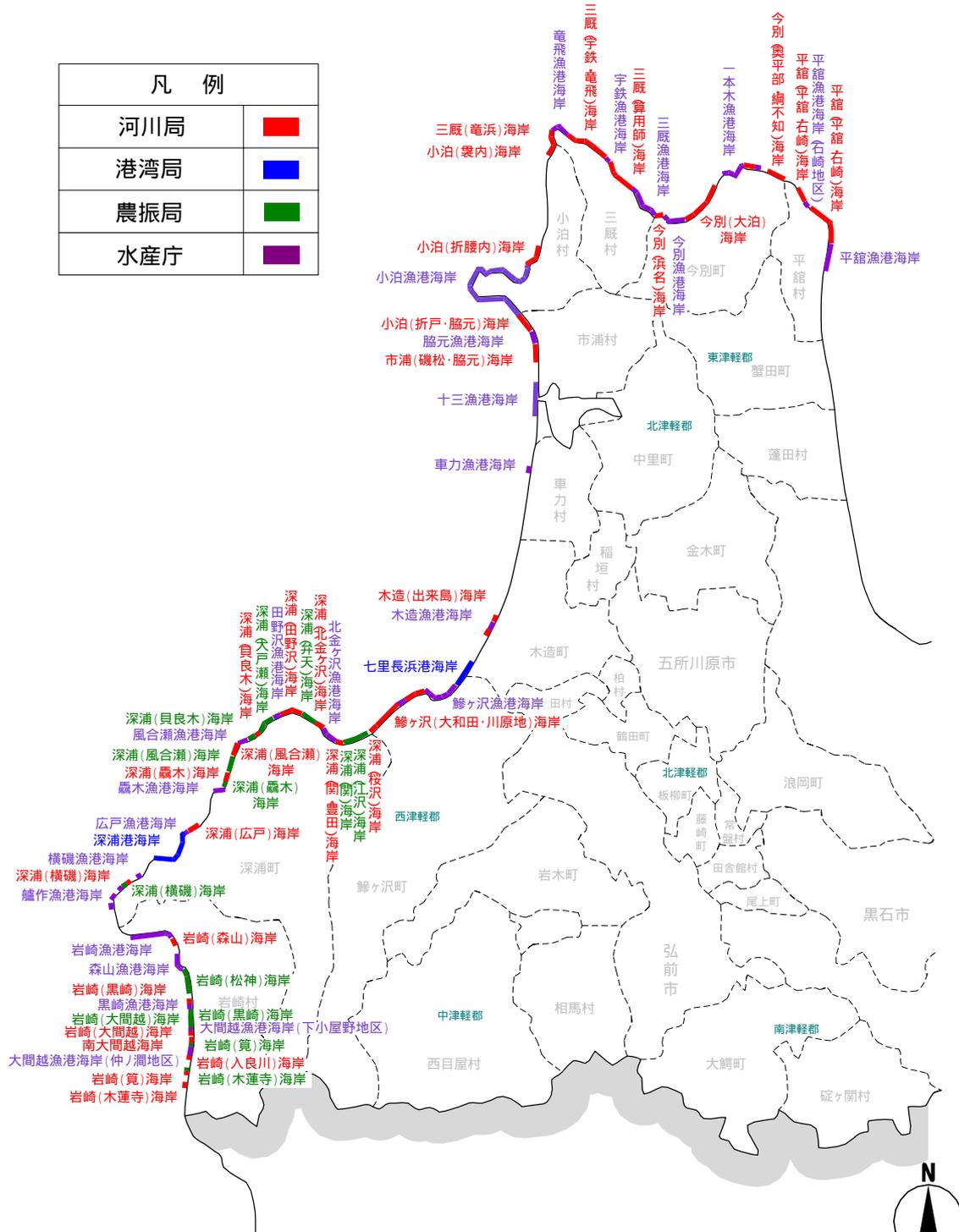
2-1-2 海岸に対するイメージ

海岸保全基本計画策定に向け、津軽沿岸市町村住民へのアンケート調査を実施した。その結果の内、身近な海岸のイメージについては、多くの方が、「自然のままの砂浜」、「魚釣り等ができる磯や防波堤」と答えた。



身近な海岸のイメージ(2つ選択)

凡 例	
河川局	■
港湾局	■
農振局	■
水産庁	■



:着色されていない海岸は、一般公共海岸・その他海岸

0 10 20 30km
「青森県海岸保全区域図」より作成

津軽沿岸の海岸保全区域

2-2 自然的特性

2-2-1 気象・海象

(1) 気象

本県の気候は、概して、冷涼型の気候で、夏が短く、冬は寒さが厳しいことが特色となっている。しかし、山脈、半島、陸奥湾などの地形的な複雑さや海流の関係で、地域によってかなり気候に差がある。

一般に日本海側は対馬海流の影響により太平洋側に比べて温暖で、冬も季節風を強く受けるが、積雪量は内陸ほど多くない。

県内の主な観測点における観測結果

	平均気温		日照時間		降水量(総量)		最深積雪 (m)
	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	
深浦測候所(深浦町)	16.9	1.6	1,200.8	266.3	699.0	354.0	0.530
青森地方气象台(青森市)	16.5	0.7	1,234.8	345.8	746.5	654.0	1.540
むつ特別地域気象観測所(むつ市)	15.1	0.2	1,046.1	456.8	958.0	377.5	0.920
八戸測候所(八戸市)	15.8	0.9	1,100.9	665.3	912.5	121.0	0.200

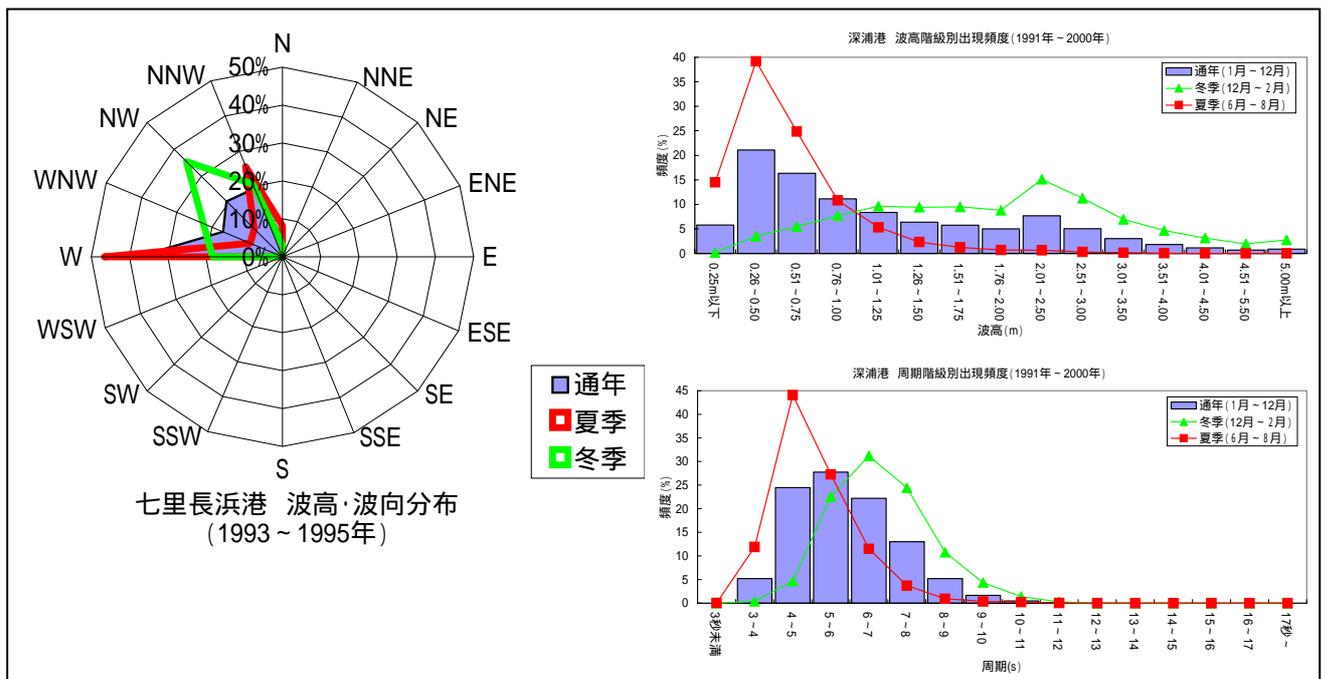
(平成13年 気象庁月報)

(2) 海象

以下に、七里長浜港における波向分布および深浦港における波高、周期階級別出現頻度を示す。

冬季は、通年と比べ波高 2.0m以上の出現頻度が高く、波向は西高東低の気圧配置によりNW方向の出現が多くなっており、日本海側特有の冬季における厳しい波浪状況が伺える。一方、夏季においては、非常に静穏な海域になることも伺える。

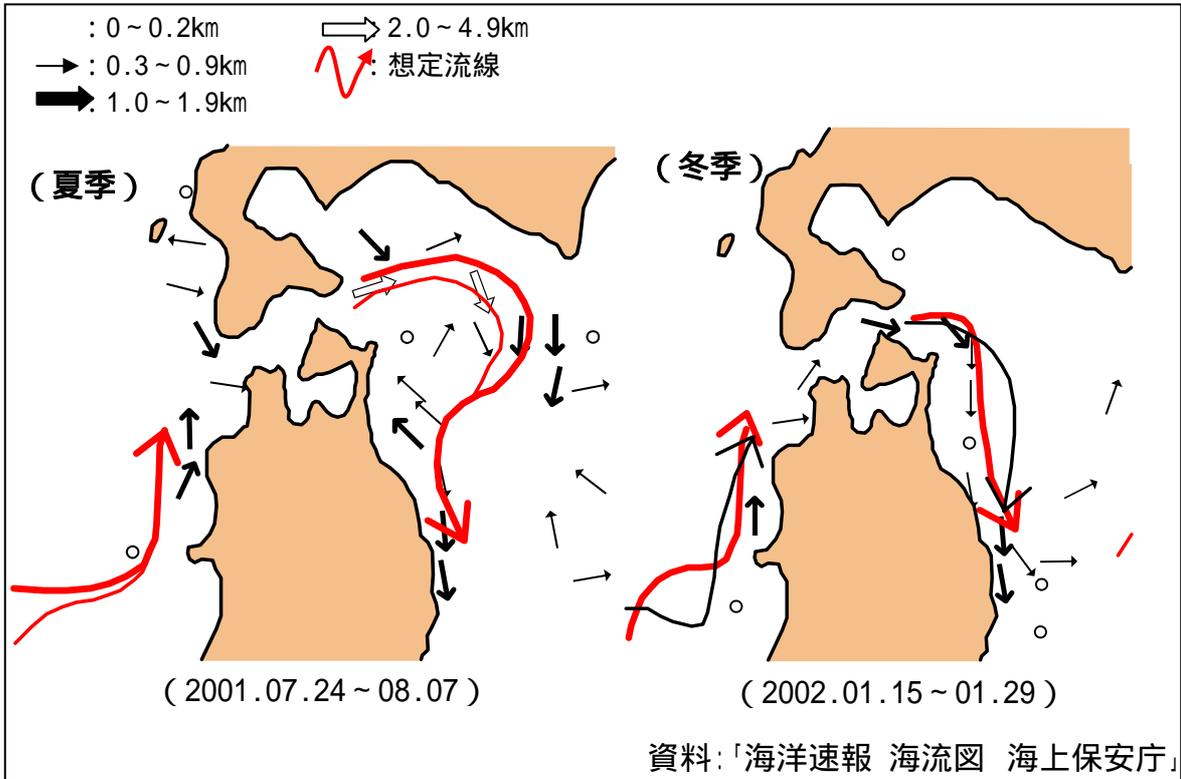
なお、津軽沿岸の潮位変動は、大潮期で約 40cm となっており、七里長浜港の既往最高潮位は T.P.+1.20m である。



沿岸の主な地点における波向・波高状況

以下に、海上保安庁による海洋速報 海流図を示す。

津軽沿岸における海流は、南から北への対馬暖流が卓越した流れとなっている。



青森県周辺の海流

2-2-2 地勢

奥羽山脈が県の中央を南北に走り、八甲田火山群に代表される中央山地を形成しており、秋田県境には世界遺産の白神山地や県最高峰の岩木山をはじめとする西部山地が形成されている。

また、津軽半島脊梁山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野が形成されている。

沿岸における主な山岳

山地名	山岳名	標高
西部山地	岩木山	1,625 m
	向白神岳	1,250 m
	白神岳	1,235 m
中央山地	八甲田山(大岳)	1,584 m
	八甲田山(高田大岳)	1,552 m
	東岳	684 m
津軽半島脊梁山地	丸屋形岳	718 m
	大倉岳	677 m
	四ッ滝山	670 m

(国土地理院)

2-2-3 河川

青森県内には、一級河川 3 水系、二級河川 77 水系をはじめとして多くの河川がある。

津軽沿岸では、一級河川としては、県内の最大流域を誇る岩木川が河口に十三湖を形成しながら日本海に注いでいる。二級河川で比較的大きな河川では、西部山地を水源とする赤石川・中村川・追良瀬川等が日本海に注いでいる。

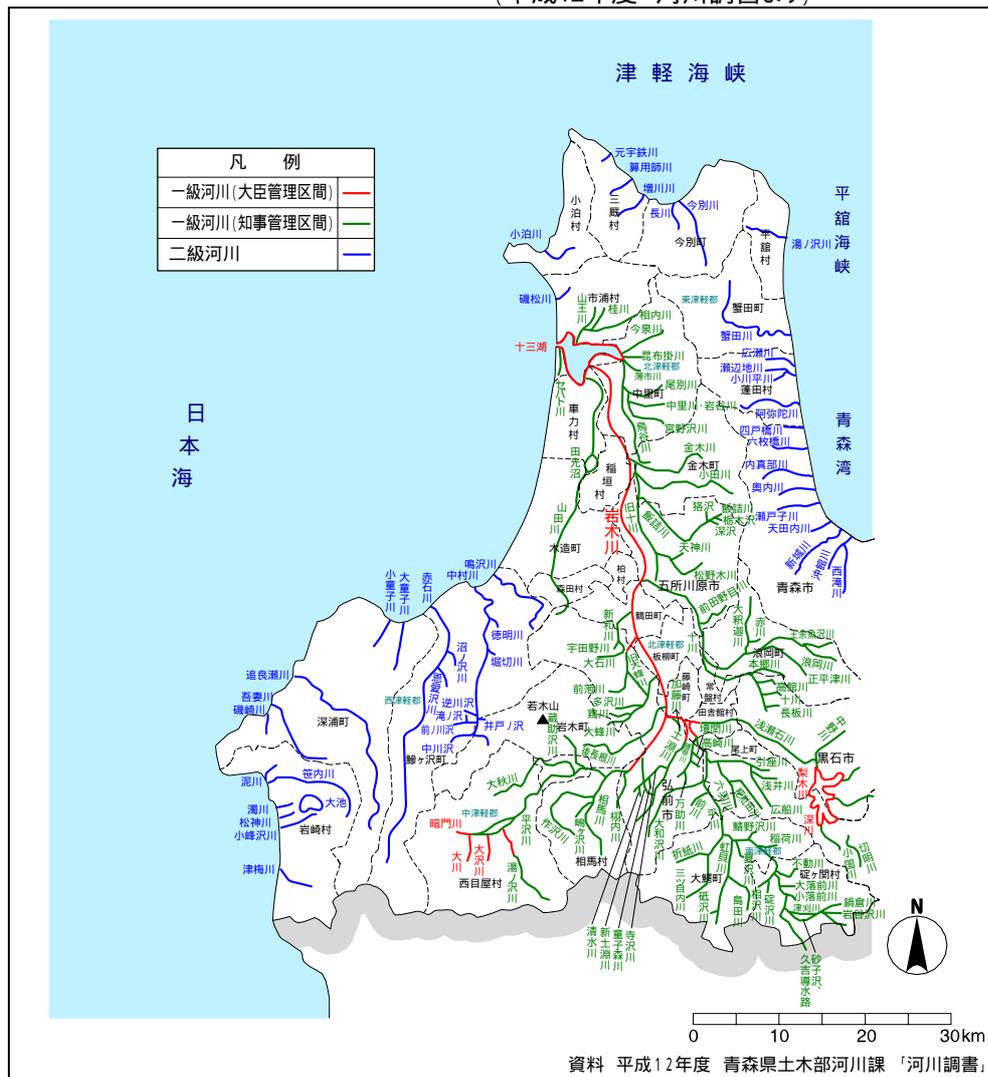
また、県内には幾つかの湖沼があり、そのうち十三湖は、海水と淡水が混じり合う汽水湖となっており、全国有数のシジミの産地ともなっている。

沿岸に流入する河川の位置図は以下に示すとおりである。

沿岸における主な河川

沿岸名	指定区分	水系名	区域延長 (支川も含む)
津軽沿岸	一級河川	岩木川	704 km
	二級河川	中村川	40 km
		赤石川	41 km
		追良瀬川	28 km

(平成12年度 河川調書より)



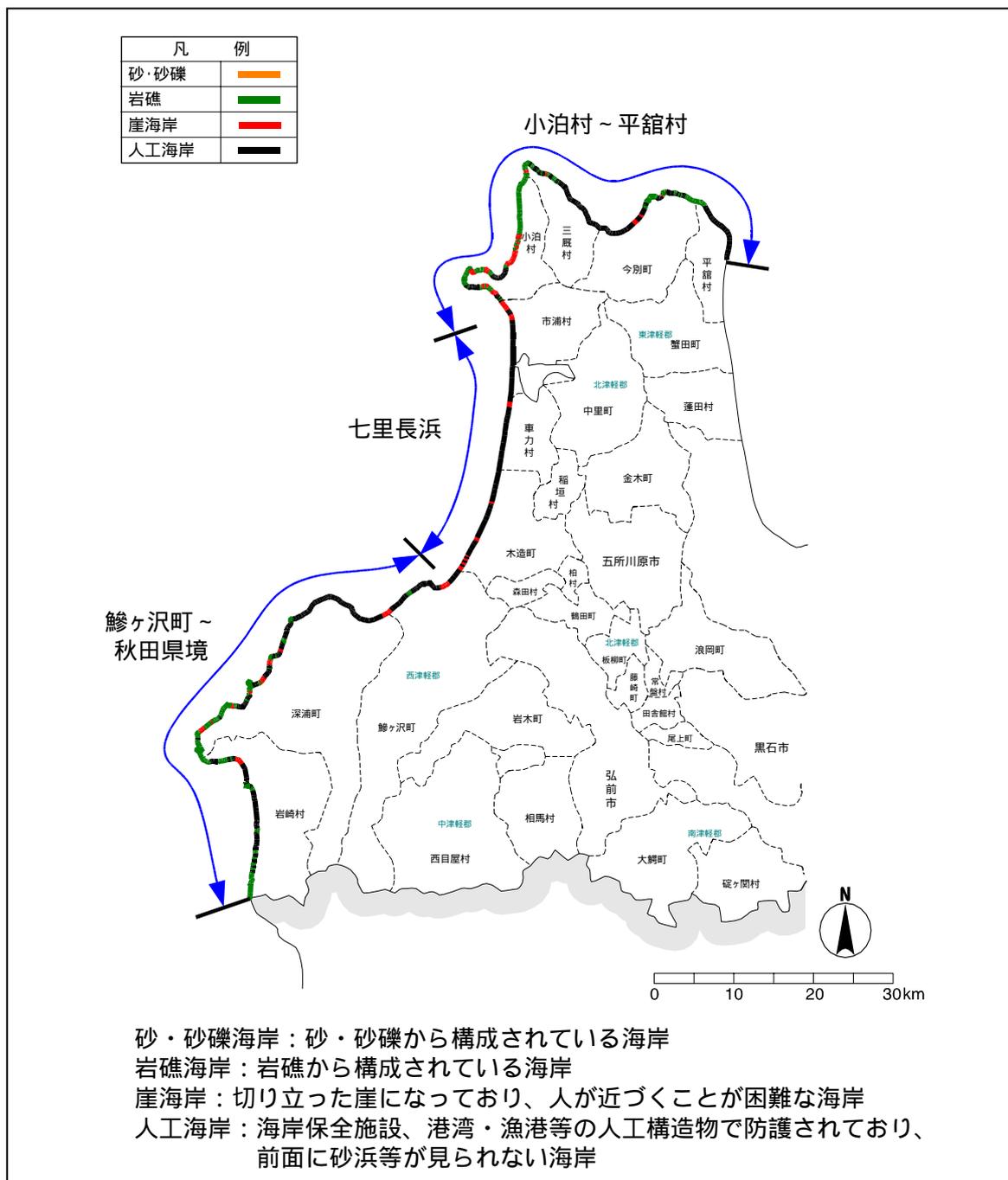
沿岸の河川

2-2-4 汀線地形

津軽沿岸は、半島中央部に位置する長大な砂浜海岸である七里長浜を挟んで、地形的な特徴が2つに分かれる。

鱒ヶ沢町から秋田県境までと市浦村から竜飛崎を越え平館村までの海岸は、小規模な砂浜海岸があるものの、海岸の大部分は山地部が直接海に接する急峻な地形で岩礁海岸が卓越している。一方、木造町から市浦村にかけて続く七里長浜は、一連の砂浜海岸となっている。

汀線地形状況図は以下に示すとおりである。



沿岸の汀線状況

2-2-5 自然公園・天然記念物

津軽沿岸は、そのほとんどが津軽国定公園に指定されているほか、国の特別天然記念物に指定されているカモシカが広い範囲で生息している。また、岩崎村・深浦町・鱒ヶ沢町の内陸部には、世界遺産である白神山地があり、国内では屋久島と2箇所のみで自然遺産として登録されている。

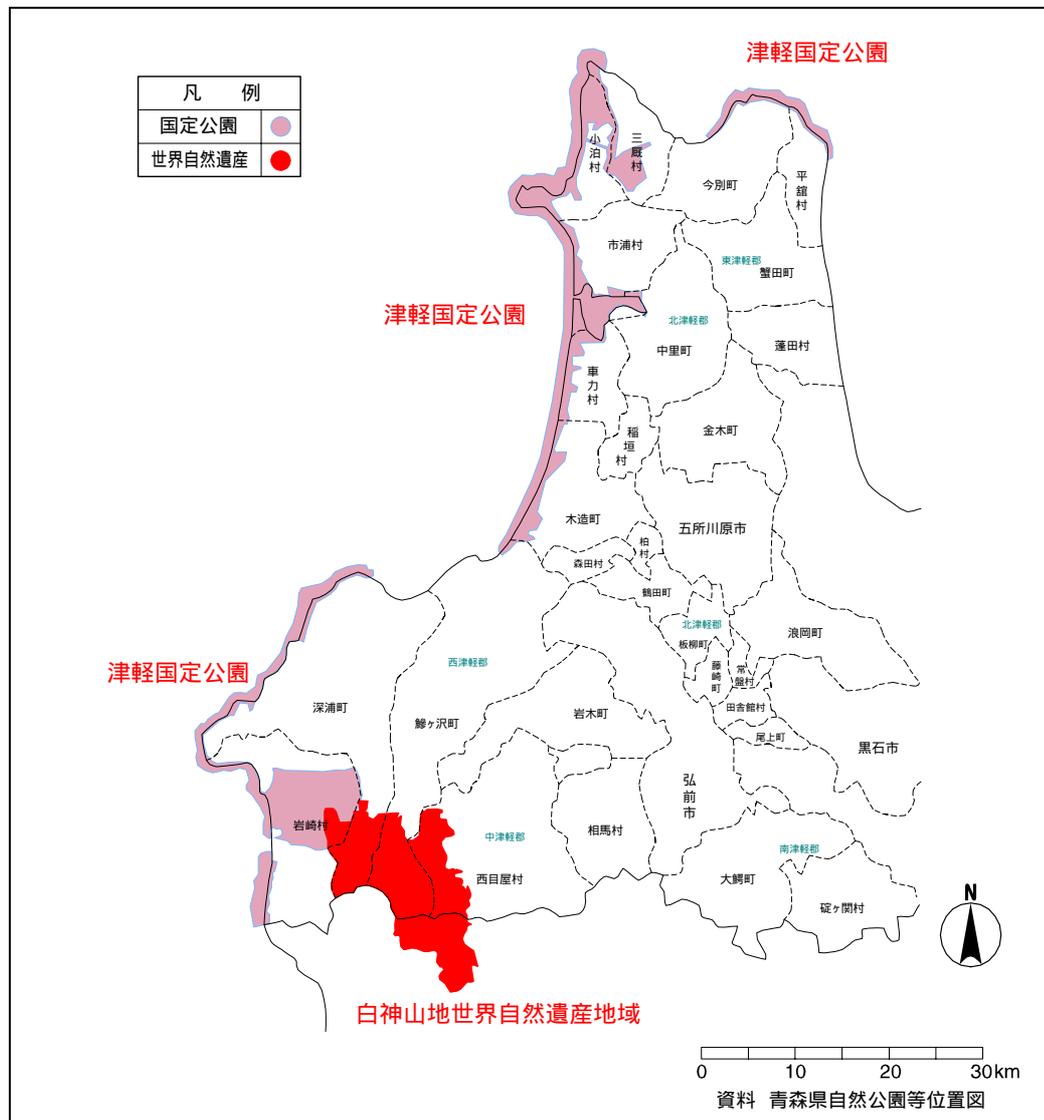
またこれらの自然は、沿岸における重要な観光資源ともなっている。

沿岸部における自然公園等

指定区分	名称	指定年月日	関係市町村
国定公園	津軽	昭和50年3月31日	今別町 岩崎村 平館村 車力村 三厩村 岩木町 鱒ヶ沢町 中里町 木造町 市浦村 深浦町 小泊村
世界遺産(自然遺産)	白神山地	平成5年12月11日 登録	鱒ヶ沢町 深浦町 岩崎村 西目屋村 (青森県分)

(平成14年 青森県統計年鑑 および 青森県自然公園等位置図)

天然記念物については地域が指定されているもののみ掲載



沿岸の自然公園等

2-3 社会的特性

2-3-1 人口

青森県の人口は、全体で 148 万人、うち沿岸市町村人口は 82 万人となっており、県人口の 56%を占めている。

津軽沿岸市町村の人口は 7 万人となっており、県全体人口の 5%、県沿岸市町村人口の 8%を占めている。沿岸に市はないが、鱒ヶ沢町・木造町両町の人口は沿岸人口の 50%にのぼっている。

また、県全体の人口密度が 154 人/km² に対し、津軽沿岸は 47 人/km² と県全体より低くなっている。

沿岸市町村の人口

	人口	人口密度 (人/km ²)
青森県	1,475,728	154
うち沿岸市町村	818,466	168
津軽沿岸	67,712	47
鱒ヶ沢町	13,551	40
木造町	19,988	166
その他町村部	34,173	35

(平成12年 国勢調査より)

2-3-2 産業

(1) 産業構成

青森県の就業人口は、全体で 73 万人、うち沿岸市町村の就業者人口は 39 万人となっており、県全体の 54%を占めている。

津軽沿岸市町村の就業者人口は 3 万人となっており、県全体の 4%、県沿岸市町村の 8%を占めている。産業別には、第一次産業が 28%、第二次産業が 30%、第三次産業が 42%という構成になっており、県全体の構成と比較すると、第一次産業の割合が高く第三次産業の割合が低くなっている。

産業による純生産高については、特に大きい町村はなく、鱒ヶ沢町・木造町両町が 200 億円を越え、その他の町村は 40～160 億円程度となっている。第一次産業比は全町村とも県全体の割合より高く、うち木造町・車力村・鱒ヶ沢町は農業が大勢を占め、小泊村・平舘村・三厩村・市浦村は水産業が大勢を占めている。

沿岸市町村の産業構成

	就業者数(平成12年10月1日) (単位:人)				市町村内純生産(平成12年度) (単位:百万円)			
	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
青森県	729,472	103,735	185,571	437,142	3,791,682	166,546	766,014	2,859,122
うち沿岸市町村	394,462	29,820	100,077	261,947	2,375,648	71,692	459,646	1,844,312
津軽沿岸	31,388	8,771	9,471	13,131	124,001	15,589	34,167	74,244
鱒ヶ沢町	6,326	1,515	1,684	3,126	25,971	2,781	5,772	17,418
木造町	9,594	3,380	2,371	3,838	31,767	5,021	5,536	21,210
その他町村部	15,468	3,876	5,416	6,167	66,263	7,787	22,859	35,616

(平成12年 国勢調査より)

(市町村民所得統計 平成12年度より)

(2) 農業

地域の農業は山地、海岸、砂丘、河川低湿地等、多彩な自然環境と調和して営まれ、水稻が主となっているほか、砂丘地帯の屏風山南部ではスイカ、メロン等の生産、北部の開畑地域では大根、ねぎ等の野菜を主体とした砂丘地農業が行なわれている。また、深浦町、岩崎村等の海岸段丘上の農地では、馬鈴薯、にんじんなどの加工用野菜の作付けを主体とした大規模な経営が行なわれている。

(3) 水産業

平成 13 年青森県海面漁業に関する調査報告書によると、青森県全体の水産物陸揚量は 37 万トン、陸揚金額は 587 億円を数え、全国有数の水産県となっている。また水産業協同組合の概況（平成 13 年版）によると、県全体の漁業協同組合員数は 16,248 人となっている。そのうち津軽沿岸の市町村では、陸揚量 2 万トン（6%）、陸揚金額 73 億円（13%）、漁業協同組合員数 4,417 人（27%）となっている。

沿岸では、主に日本海を北上する対馬暖流に乗って回遊する、まぐろ・ぶり・たい・するめいか等を春から夏にかけて、秋から冬にかけては対馬暖流の勢力が衰えるため、北から回遊する、さけ・たら等を対象として、定置網・いか釣り・沖合底曳網・刺網などの漁業が営まれている。そのほか、もずく・さざえ等や、特に津軽海峡に面した地域は、こんぶ・あわび・うに等の採介藻漁業も盛んである。

2-3-3 交通

青森県西部の幹線道路としては、秋田県境から鱒ヶ沢町、五所川原市を通る国道 101 号、五所川原市から北に延び竜飛崎に向かう国道 339 号、竜飛崎から今別町を通り平館村方面に向かう国道 280 号がある。また、国道 101 号に並行するように JR 五能線が通っている。

2-3-4 歴史・文化財

津軽沿岸の市町村では、古くから交易港として開かれていた深浦町の円覚寺薬師堂内厨子や縄文時代遺跡のある木造町の亀ヶ岡石器時代遺跡など国指定の文化財・史跡が、平成 13 年度末現在で 4 件ある。

また、県指定のものは 14 件あり、主に仏教芸術や縄文遺跡出土品が多くなっているほか、文化財や史跡等には指定されていないが、宋銭や中国製の青磁器などが発見され国際貿易港だったと考えられている十三湊遺跡等がある。

2-3-5 関連する法規制

【自然環境保全に関する法的規制等】

自然公園

自然公園は優れた自然を守り、広く保健休養の場として利用していくために、自然景観の優れた地域を「自然公園法」に基づき指定するもので、地域区分により土地利用などに規制がかかる。青森県は、自然環境に恵まれ、国立公園が1地域、国定公園が2地域、県立自然公園が8地域指定されている。これらの総面積は約15万9千haになる。

自然環境保全地域

自然環境保全地域は、豊かな自然環境を保護し、豊かな生態系とそこに生息する野生生物を守っていくために「自然環境保全法」および「青森県自然環境保全条例」に基づき指定される地域で自然公園と同様、地域区分に応じて規制がかかる。青森県には国指定、県指定あわせて10地域が指定されており、総面積は1万5千haになる。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき設定されるもので、鳥獣の捕獲が規制されるほか特別保護地区では土地利用の規制もかかる。青森県内には平成13年度現在85箇所の鳥獣保護区が設定されており、その総面積は11万4千ha、そのうち1万7千haが特別保護地区に設定されている。

世界遺産

世界遺産は、世界的に重要な文化、自然遺産を保護するため1972年にユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づくもので、締約国は、それぞれ自国の遺産を守るほか、締約国の拠出による「世界遺産基金」で途上国の貴重な遺産を保護しています。国内の自然遺産は青森県・秋田県にまたがる白神山地のほか、鹿児島県屋久島が登録されている。白神山地は広大なブナ林が残されており世界的にも貴重であることから1993年に登録されたもので全体の面積は1万6千ha、そのうち青森県内の面積は1万3千haと約4分の3を占めている。

保護林

保護林は、原生的な森林生態系の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業や管理技術の発展などを目的として「保護林制度」に基づき管理を行う国有林で、伐採等に制限がかかる。青森県には全部で21箇所の保護林があり、その合計面積は1万4千haになる。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県の森林、河川及び海岸(以下「ふるさとの森と川と海」という。)が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて、様々な祭礼・伝統漁法・

風俗習慣などの地域文化を形成していることから、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成13年12月21日に制定された条例である。

以上の他、自然環境保全に関する法的規制区域には保安林制度の風致保安林、青森県開発規制区域、青森県緑地保全地域があり、それぞれ樹木の伐採等土地利用に規制がかかる。

2-3-6 関連する諸計画

上位・関連計画整理表(1)

計画名称	位置付け・理念	基本目標・計画・整備方針
<p>新青森県長期総合プラン</p> <p>(平成9年2月) 平成9年度～ 平成18年度 10ヶ年計画</p>	<p>【基本理念】 「ニュー・ルネサンス - 人間性復活 - 」</p> <p>【キャッチフレーズ】 おこそう あおもりの風 「自然」と生きる・「福祉」を興す・「文化」を耕す・「地域」輝く青森県</p>	<p>【10の戦略プロジェクト構想】 生涯安心福祉システム整備推進構想 男女共同参画社会推進構想 創造学習システム推進構想 マルチネットワーク社会推進構想 自然環境共生モデル推進構想 文化創造システム推進構想 広域生活・経済圏充実・発展構想 総合的産業政策推進構想 複合・価値創造産業創出構想 「津軽海峡軸」形成構想</p> <p>【基本計画】 悠々・安心・快適社会 未来力あふれる社会 彩りある美しい社会 出逢い創造社会</p>
<p>青森県文化観光基本計画</p> <p>(平成11年3月) 平成11年度～ 平成20年度 10ヶ年計画</p>	<p>【基本理念】 ・21世紀の新たな観光の姿として、青森県を訪れる人々に知的充足感、心の豊かさ、感動を与える、文化性を重視した観光を目指す。 ・県民一人一人がふるさとの自然や文化を見つめ直し、自分たちの住むまち、そして青森県を訪れる人々を、自信と誇りを持って、温かく迎える意識を高める。 ・先人の残した豊かな自然、文化遺産に感謝しつつ、人と人とのふれあいや文化と文化との交流を通して感性と創造性を高め、未来を切り拓いていくことを志す。</p>	<p>【基本方向】 感動と知的充足感を与える文化観光 ・歴史、生活文化資源の保存、活用 ・豊かな自然資源の保全・活用 ・芸術文化の振興 快適さとゆとりを与える文化観光 ・快適に利用できる環境の整備 ・自然、文化に触れる環境の整備 憩いと安らぎを与える文化観光 ・安らぐ環境の創造 ・都市観光の推進 訪れる人々を温かく迎える文化観光 ・青森県の魅力の情報発信 ・国際観光の推進 ・観光客を温かくもてなす 観光産業を活性化する文化観光 ・観光産業の活力と魅力の向上</p>

上位・関連計画整理表（2）

計画名称	位置付け・理念	基本目標・計画・整備方針
<p>青森県環境計画 （平成10年5月） 平成10年度～ 平成18年度</p>	<p>【基本理念】 豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして 【望ましい環境像】 ・豊かで美しい自然にあふれる青森県 ・安全ですこやかな暮らしのできる青森県 ・歴史と文化を大切にする青森県</p>	<p>【自然環境の保全目標】 森林の保全と活用 ・森林における自然環境を保全 ・森林の有する多様な公益的機能の充実 ・森林資源の適切な活用 水域の保全と活用 ・水辺や水域の自然環境の保全 ・水辺や水域が有している多様な機能の維持保全と向上 ・水域の水質保全 野生生物種の多様性の確保 ・野生生物種の多様性を確保し、野生動植物の生息・生育環境の保全 ・海洋及び淡水生態系の保全 すぐれた自然環境の保全 ・自然公園等のすぐれた自然環境を保全し、快適で適切な利用環境の確保 身近な自然の保全 ・身近に残されてきた自然環境の保全・活用 ・野生生物の生息環境や移動空間の連続性の確保 【生活環境の保全目標】 水質汚濁対策の推進 ・豊かな水資源・水環境の保全 ・環境基準の達成維持 ・水質汚濁負荷量の削減 悪臭対策の推進 ・悪臭がない生活環境づくり ・産業活動に伴う悪臭の発生防止 原子力施設周辺環境監視の推進 ・施設周辺住民の安全の確保と環境の保全</p>
<p>津軽沿岸域保全利用指針 （平成4年度）</p>	<p>【方向性】 “保全（環境保全・国土保全）”と“利用”の調和のとれた沿岸域の創造</p>	<p>・環境保全の方向 豊かな自然環境の保護や保全を基本とし、また、現状の環境を改善し、より良い環境を人工的に創出する環境創造も含めた環境の保全にも努める。 ・国土保全の方向 海浜の長期的安定の向上、および、高波浪時の後背地への越波や潮風害等を減少させるための国土保全に努め、また、津波に対する保全効果にも配慮する。さらに河口域では、魚類の遡上に配慮したやさしい川づくりにも努める。 ・利用の方向 各方面における上位計画に基づき各種産業の振興を図る一方で、沿岸域の自然環境の保全を前提とした関係各機関との調整のもとに沿岸域の活用計画について検討する。また、漁業振興のための漁場環境の保全と栽培漁業の積極的な推進を図り、総合的かつ高度な活用を一層促進させる。</p>
<p>陸奥湾沿岸域保全利用指針 （平成3年度）</p>	<p>【方向性】 “保全（環境保全・国土保全）”と“利用”の調和のとれた沿岸域の創造</p>	<p>・環境保全の方向 豊かな自然環境の保護や保全を基本とし、また、現状の環境を改善し、より良い環境を人工的に創出する環境創造も含めた環境の保全にも努める。 ・国土保全の方向 ほぼ全域で生じている海岸侵食に対する積極的な侵食対策をはじめ、高波浪時の後背地への越波や潮風害等を減少させるための国土保全にも努める。 ・利用の方向 各方面における上位計画に基づき各種産業の振興を図る一方で、沿岸域の自然環境の保全を前提とした関係各機関との調整のもとに沿岸域の活用計画について検討する。また、漁業振興に資する現整備計画の推進をもとに、総合的かつ高度な活用を一層促進させる。</p>

2 - 4 海岸防護の現況

2 - 4 - 1 海岸保全施設整備の現況

(1) 高潮・侵食等の現況

公共土木施設災害（海岸災害）の状況

高潮・高波および地震・津波による主な海岸被災の発生実態は、以下に示すとおりである。

特に、日本海特有の冬期風浪や、夏から秋にかけて来襲する台風による被害が多く見られる。

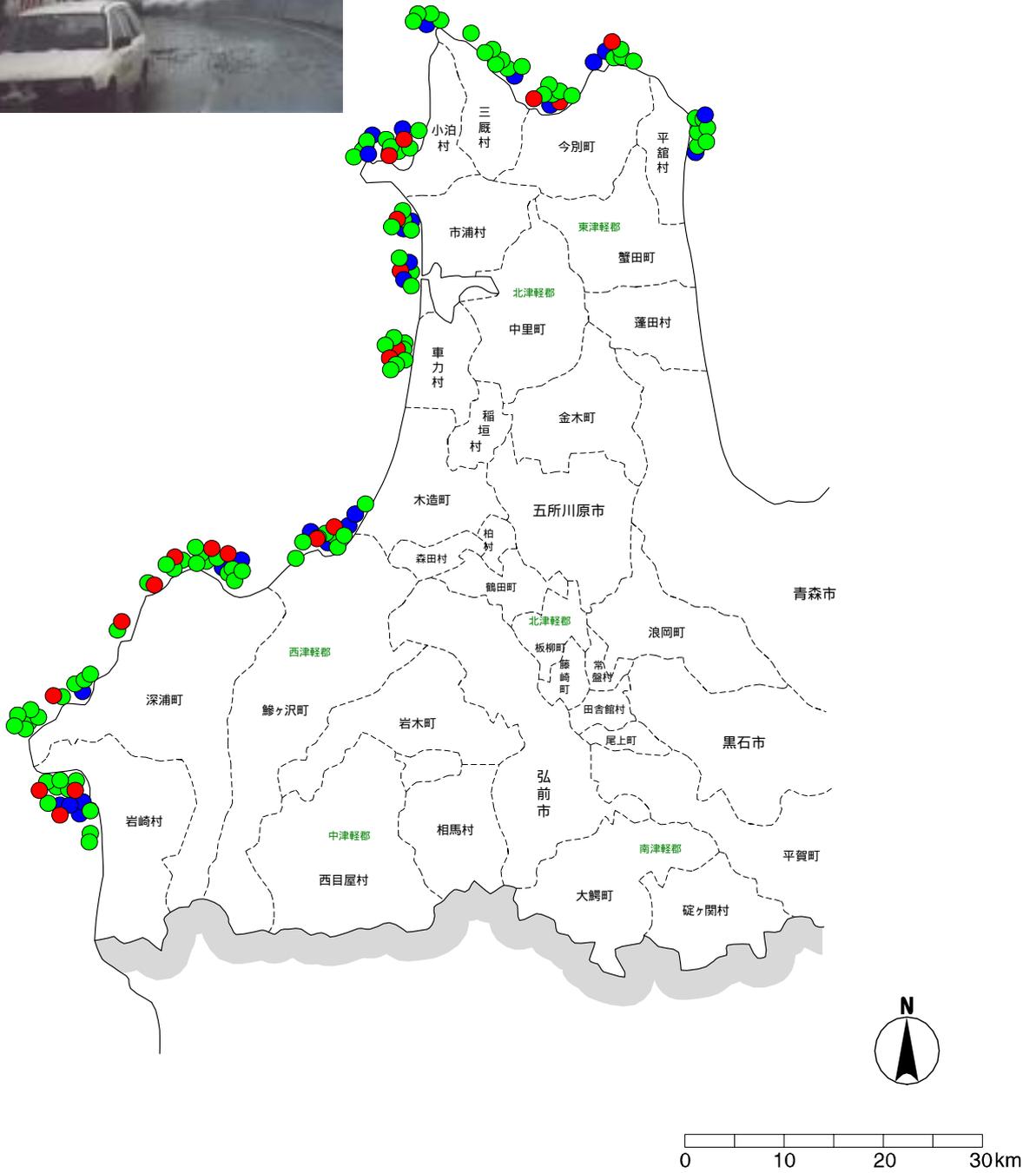
地震・津波は、昭和 58 年に発生した日本海中部地震による津波被害が大きく、沿岸に来襲した津波により死者 17 名、床上浸水 62 棟、床下浸水 152 棟を数える大災害となった。

沿岸における主な公共施設災害の実績

被災年次	市町村名	被災状況（被災施設）	災害名
昭和34年9月17日～19日	岩崎村、鯉ヶ沢町、小泊村、三厩村、平館村、深浦町、市浦村、今別町	護岸、道路等の被災	台風14号
昭和36年1月4日～27日	岩崎村、鯉ヶ沢町、深浦町、市浦村、三厩村	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和36年5月29日～30日	岩崎村、小泊村、市浦村	護岸等の被災	6月風浪災害
昭和36年9月16日～17日	今別町	護岸等の被災	第2室戸台風
昭和37年1月2日～3日	鯉ヶ沢町、今別町	護岸等の被災	1月冬季風浪災害
昭和38年1月6日～8日	小泊村、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和39年1月31日2月～2日	今別町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和39年3月21日～22日	岩崎村、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和40年1月8日～9日	三厩村、今別町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和41年1月4日～8日	小泊村、今別町、平館村、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和42年9月21日～22日	三厩村	護岸等の被災	台風27号
昭和43年5月16日	鯉ヶ沢町、岩崎村	護岸等の被災	十勝沖地震
昭和43年8月21日～22日	市浦村、小泊村	護岸等の被災	昭和43年8月豪雨災害
昭和44年8月23日～24日	鯉ヶ沢町、小泊村、深浦町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和44年12月3日	深浦町	護岸、堤防等の被災	冬季風浪災害
昭和47年12月1日～2日	深浦町	防潮堤等の被災	冬季風浪災害
昭和48年9月23日～24日	三厩村、今別町	護岸等の被災	大雨災害
昭和48年12月21日～22日	深浦町	防潮堤等の被災	低気圧による災害
昭和48年12月22日～23日	鯉ヶ沢町、三厩村、今別町、平館村、深浦町	護岸等の被災	暴風雪による災害
昭和49年10月23日～24日	小泊村、三厩村	護岸等の被災	低気圧による災害
昭和49年10月31日～11月1日	鯉ヶ沢町、深浦町	護岸等の被災	低気圧による災害
昭和49年11月18日	岩崎村、鯉ヶ沢町	護岸等の被災	低気圧による災害
昭和51年10月28日～29日	岩崎村、鯉ヶ沢町、平館村	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和52年3月5日	小泊村、深浦町	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
昭和53年10月29日	平館村、今別町、車力村	離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和53年11月20日～21日	今別町、三厩村	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和53年12月2日～4日	小泊村	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和54年3月11日	小泊村、今別町	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
昭和54年3月30日～31日	岩崎村、三厩村	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和55年 1月31日	平館村、今別町、小泊村	護岸、離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和55年 3月11日～12日	今別町	護岸等の被災	風浪による災害
昭和55年10月22日～27日	深浦町、岩崎村、平館村、小泊村	護岸、離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和56年2月25日	三厩村、鯉ヶ沢町	離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和56年8月21日～23日	平館村、三厩村、市浦村	護岸等の被災	台風15号による災害
昭和57年2月25日～27日	三厩村、市浦村、鯉ヶ沢町	離岸堤等の被災	季節風による沿岸の風浪災害
昭和57年9月10日～13日	今別町、鯉ヶ沢町	護岸等の被災	台風18号による災害
昭和58年1月8日～10日	鯉ヶ沢町、今別町	護岸、離岸堤等の被災	低気圧による災害
昭和58年2月17日～20日	三厩村、今別町、平館村	離岸堤等の被災	低気圧による災害
昭和58年5月26日	岩崎村、深浦町、鯉ヶ沢町、車力村、市浦村、小泊村、今別町	護岸、道路、防波堤等の被災	日本海中部地震
昭和59年3月26日	鯉ヶ沢町、岩崎村	護岸等の被災	強風災害
昭和59年8月22日～23日	岩崎村	離岸堤等の被災	台風10号による強風波浪災害
昭和60年1月12日～13日	鯉ヶ沢町、深浦町、三厩村、今別町、岩崎村	護岸、離岸堤等の被災	強風波浪災害
昭和60年9月1日	岩崎村、深浦町、鯉ヶ沢町、市浦村、小泊村	離岸堤等の被災	台風13号
昭和61年9月3日～4日	車力村	護岸等の被災	台風15号からの熱帯低気圧による大雨及び強風災害
昭和62年4月22日	岩崎村、市浦村	離岸堤等の被災	強風と波浪災害
昭和62年8月31日～9月1日	小泊村、三厩村、今別町、平館村	離岸堤等の被災	台風12号
昭和62年11月5日～6日	深浦町、小泊村	護岸、離岸堤等の被災	強風による波浪災害
平成元年3月17日	小泊村	離岸堤等の被災	波浪による災害
平成2年1月11日	鯉ヶ沢町	離岸堤等の被災	波浪による災害
平成2年10月26日～27日	平館村	離岸堤等の被災	波浪による災害
平成2年11月30日～12月3日	三厩村、岩崎村、車力村	護岸等の被災	大雨強風波浪による災害
平成3年2月15日	三厩村、平館村	防砂堤等の被災	風浪による災害
平成3年9月28日	市浦村、小泊村	護岸、離岸堤等の被災	台風19号
平成4年9月24日～25日	深浦町、車力村	消波堤等の被災	台風19号から変わった低気圧による大雨強風波浪による災害
平成5年7月12日	岩崎村、小泊村、深浦町、車力村	護岸、突堤等の被災	北海道南西沖地震
平成6年2月21日～24日	市浦村、小泊村、三厩村、今別町	護岸、離岸堤等の被災	冬季風浪による波浪災害
平成7年11月7日～9日	岩崎村、鯉ヶ沢町、市浦村、小泊村、三厩村、今別町、車力村、深浦町	護岸、離岸堤等の被災	発達した低気圧による暴風雪と沿岸波浪災害
平成11年3月5日～6日	小泊村、三厩村	離岸堤等の被災	強風災害
平成14年1月27日～28日	深浦町、車力村	突堤、防砂堤等の被災	冬季風浪災害
平成14年11月27日～28日	今別町	護岸、道路の被災	強風波浪による被災



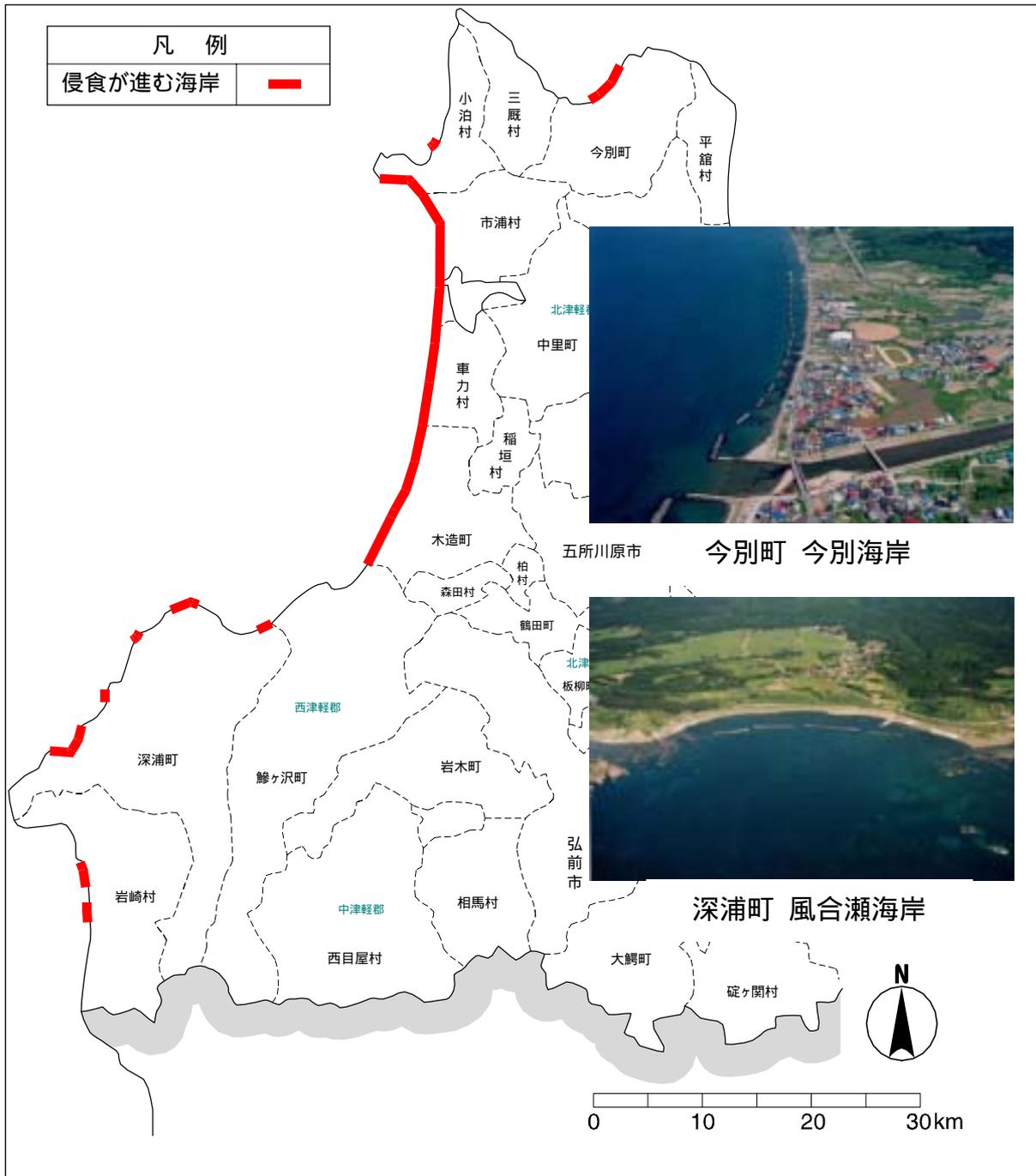
凡 例	
● (Green)	低気圧による波浪・風浪被害
● (Blue)	台風による波浪・風浪被害
● (Red)	地震による被害



沿岸の海岸構造物の被災状況

侵食

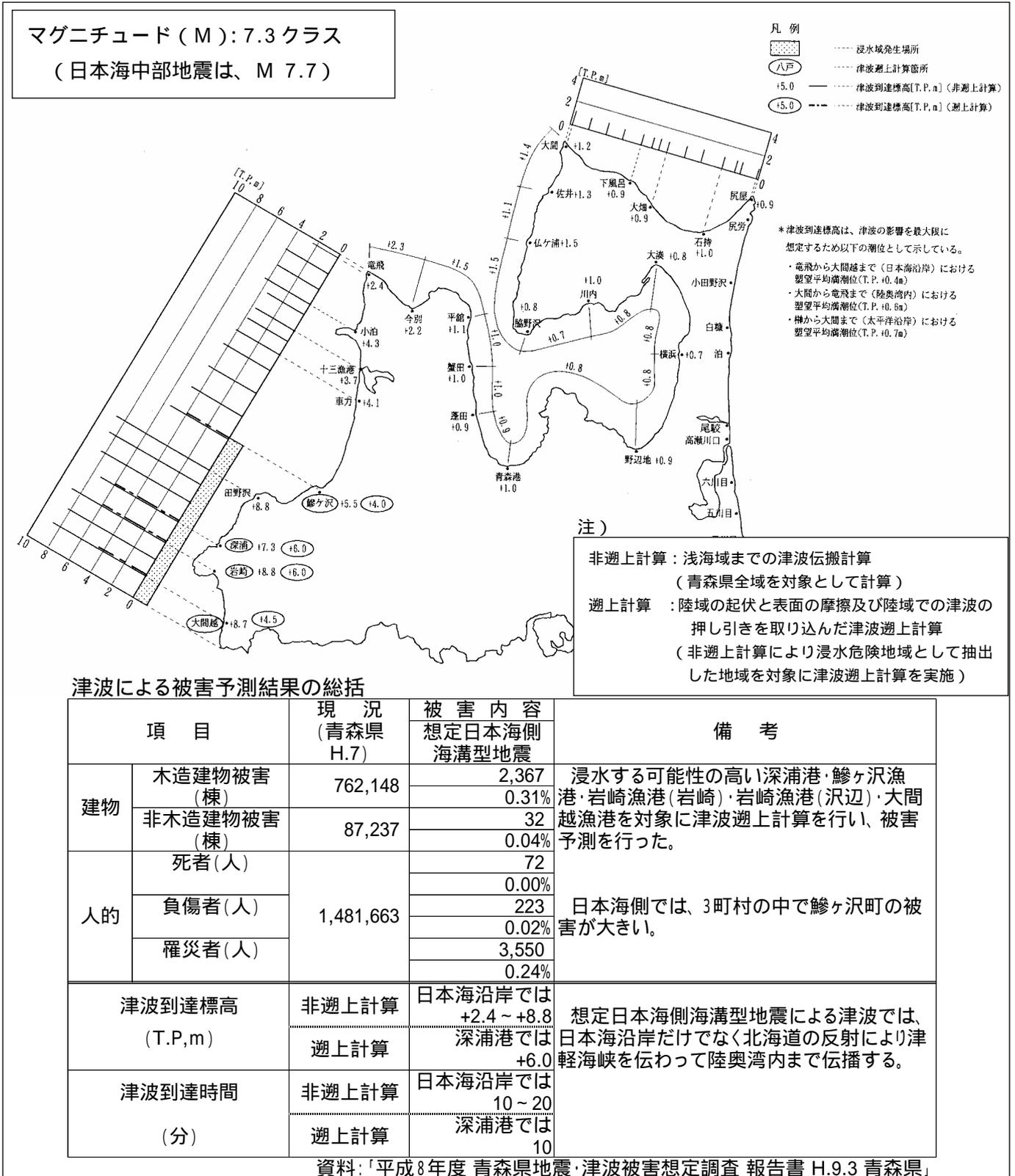
津軽沿岸において、海岸侵食の進行が見られる海岸は、以下に示すとおりであり、沿岸中央部の七里長浜や岩崎村、深浦町、小泊村、今別町に点在する砂浜海岸において、海岸侵食の進行が見られる。



沿岸の侵食状況

地震・津波

青森県沿岸全域を対象に、想定日本海側海溝型地震津波により浸水危険地域が、以下のように想定されている。



津波による被害予測結果の総括

項目		現況 (青森県 H.7)	被害内容 想定日本海側 海溝型地震	備考
建物	木造建物被害 (棟)	762,148	2,367 0.31%	浸水する可能性の高い深浦港・鱈ヶ沢漁港・岩崎漁港(岩崎)・岩崎漁港(沢辺)・大間越漁港を対象に津波遡上計算を行い、被害予測を行った。
	非木造建物被害 (棟)	87,237	32 0.04%	
人的	死者(人)	1,481,663	72 0.00%	日本海側では、3町村の中で鱈ヶ沢町の被害が大きい。
	負傷者(人)		223 0.02%	
	罹災者(人)		3,550 0.24%	
津波到達標高 (T.P,m)		非遡上計算	日本海沿岸では +2.4 ~ +8.8	想定日本海側海溝型地震による津波では、日本海沿岸だけでなく北海道の反射により津軽海峡を伝わって陸奥湾内まで伝播する。
		遡上計算	深浦港では +6.0	
津波到達時間 (分)		非遡上計算	日本海沿岸では 10 ~ 20	
		遡上計算	深浦港では 10	

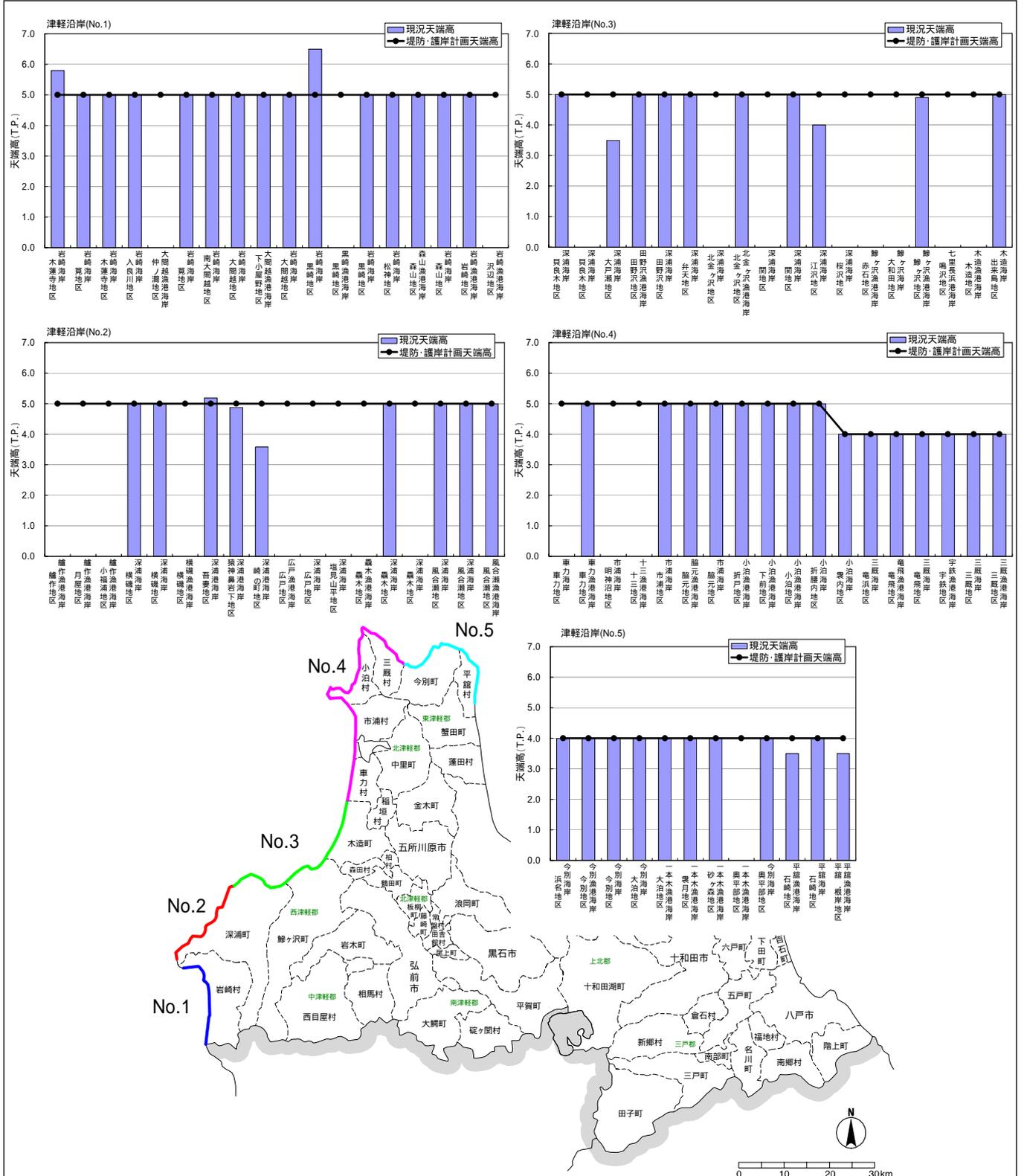
資料:「平成8年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H.9.3 青森県」

想定日本海側海溝型地震による津波の被害予測結果

(2) 海岸保全施設の現況

堤防・護岸の天端高の現況

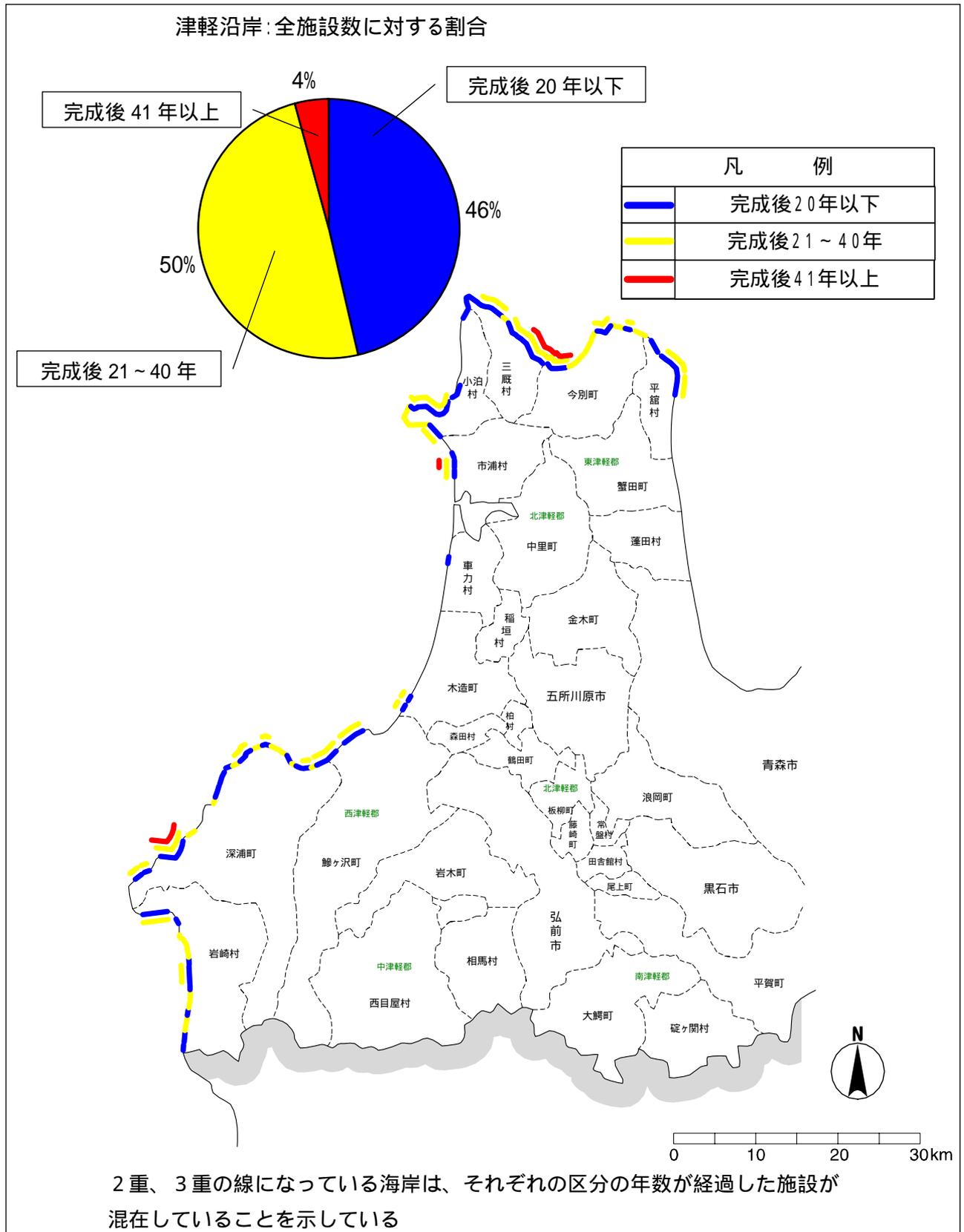
堤防・護岸の現況天端高および計画天端高の状況は、以下に示すとおりである。



堤防・護岸の現況天端高の状況

海岸保全施設の経過年数

海岸保全施設整備後の経過年数の状況は、以下に示すとおりである。



海岸保全施設の経過年数の状況

(3) 防災体制の現況

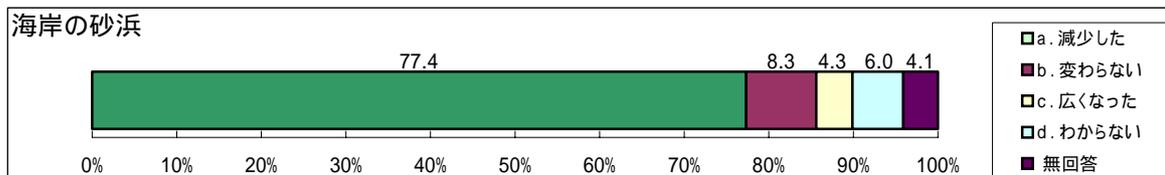
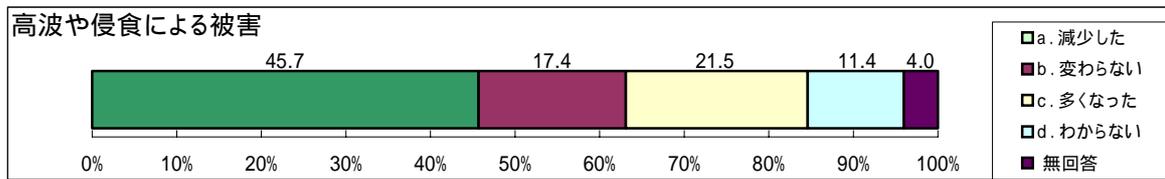
沿岸市町村における高潮や津波に対する防災体制の現況は、以下に示すとおりである。

市町村	情報通 報施設	避難地	防災・避 難訓練	防災パン フレット
岩崎村				
深浦町				
鱒ヶ沢町				
木造町				
車力村				
市浦村				
小泊村				
三厩村				
今別町				
平館村				

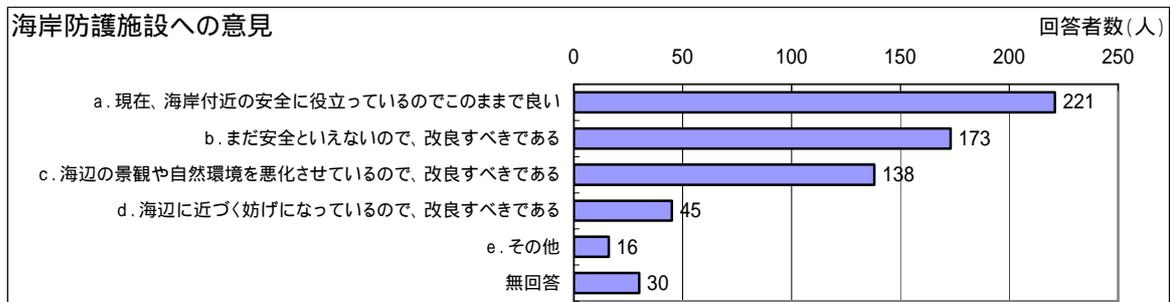
(平成 15 年 1 月現在)

2-4-2 海岸防護に対する沿岸住民の意識

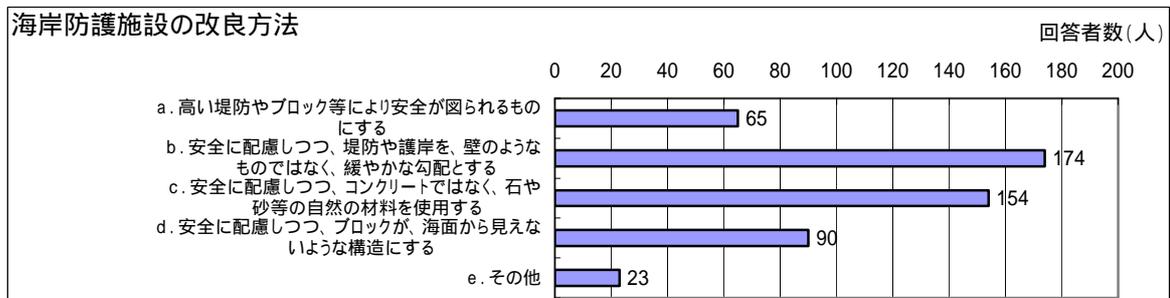
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



海岸には、高い堤防やブロック等が設置されているところがあります。これらの施設は、高波や侵食などから、人命や家屋を守るために必要なものですが、今後このような施設についてどのようにお考えでしょうか。



改良すべきとお考えの方について、どのように改良すべきだと思いますか。(複数回答)



自由意見

- 高波の海水飛沫による塩害があり、護岸の再整備や人工リーフ等による対策が望まれている。
- まだ、不足箇所があるので災害から人命、財産を守るため防波堤の整備が必要である。
- 越波被害があり、離岸堤・人工リーフ等の沖合での対策が望まれている。

2 - 5 海岸環境の現況

2 - 5 - 1 海岸環境の現況

(1) 沿岸の多様な生態系

植生

津軽沿岸は、岩礁海岸付近の崖地には、エゾオオバコ、ハマボツス等の植物群落が見られる。

七里長浜等の砂浜海岸では、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマボウフウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオ等の草花やハマナスといった低木からなる海浜植物群落が見られる。

沿岸南部の鱸作崎周辺にはヤブツバキの自生地があり、日本海側における自生北限地として貴重な植生となっている。

陸域生物

沿岸の海浜部では、ハマナスに虫こぶをつくるハマナスクロバラタマバチやヒメハンミョウの海浜型の昆虫が見られる。また、三厩村から小泊村にかけての急峻な崖地や急斜面のヒロハノクサフジ群落にはカバイロシジミが見られ、これは分布の南限となっている。

その他、沿岸部では、一年中を通してウミウ、ウミネコ、オオセグロカモメといった鳥が見られる。

また、渡り鳥は陸続きに渡りをするため、津軽半島は北海道との重要なルートになっており、主に十三湖や内陸部の水田・湿地で休憩しているのが見られ、海岸部においても、ガン・カモ類等が見られる。



ハマエンドウ



ハマナス



ヤブツバキ



オオセグロカモメ

沿岸に生息する主な動植物

(2) 沿岸の主な自然景観

津軽沿岸は、沿岸南部の深浦海岸や竜飛崎、権現崎、高野崎など侵食により造られた変化に富んだ荒々しい岩礁景観や沿岸中央部の七里長浜などの穏やかで美しい砂浜が見られる。

また、沿岸のほぼ全域が津軽国定公園に指定され、秋田県境から鱒ヶ沢町においては、世界遺産の白神山地を背後に擁するなど、自然景観の豊かな海岸である。



世界遺産 白神山地(岩崎村)



千畳敷海岸(深浦町)



権現崎(小泊村)



夕陽海岸(深浦町)



七里長浜
(鱒ヶ沢町～市浦村)



竜飛崎(三厩村)



潮騒橋と渚橋(今別町)



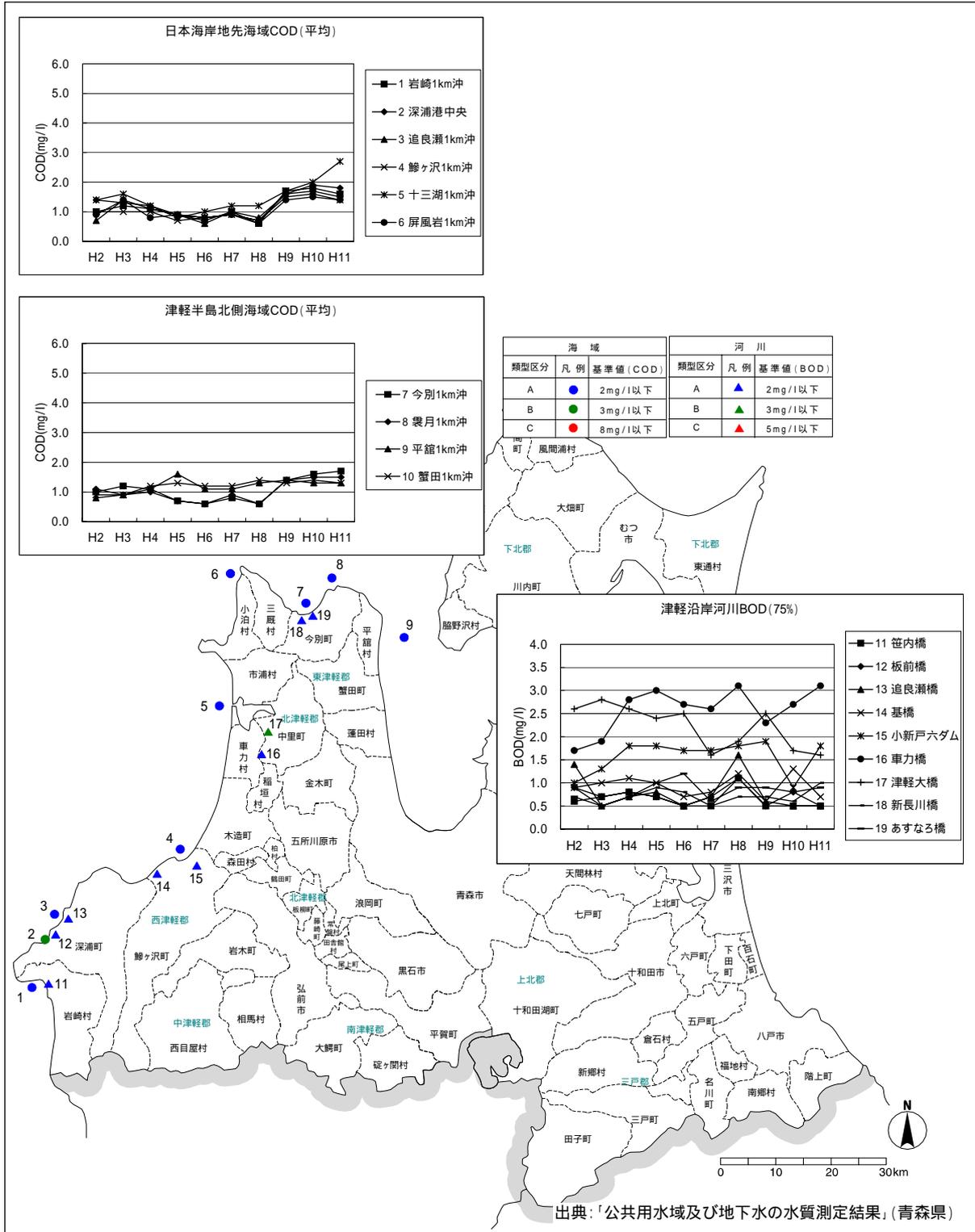
松蔭くぐり(今別町)

沿岸の主な自然景観

(3) 海域の水質

津軽沿岸の水質汚濁状況が把握できる水質環境基準点と、その類型指定状況、海域CODと河川BODの経年変化は以下の図のとおりである。

津軽沿岸は、概ね良好な水質を維持しているが、近年、COD濃度がやや増加傾向にある。



沿岸の水質環境の状況

(4) 海岸の漂着ゴミの状況

津軽沿岸では、沿岸中央部の海岸線にかなりの頻度でゴミが漂着している。ゴミの発生源は、河川からの流出ゴミ、海上又は海岸での投棄等が考えられるが、これらのゴミは、日本海を北上する海流と波浪による海浜流により、沿岸中央部の特に北側にあたる小泊半島の付け根付近に貯まりやすいと考えられる。



海岸の清掃状況（鱒ヶ沢町）

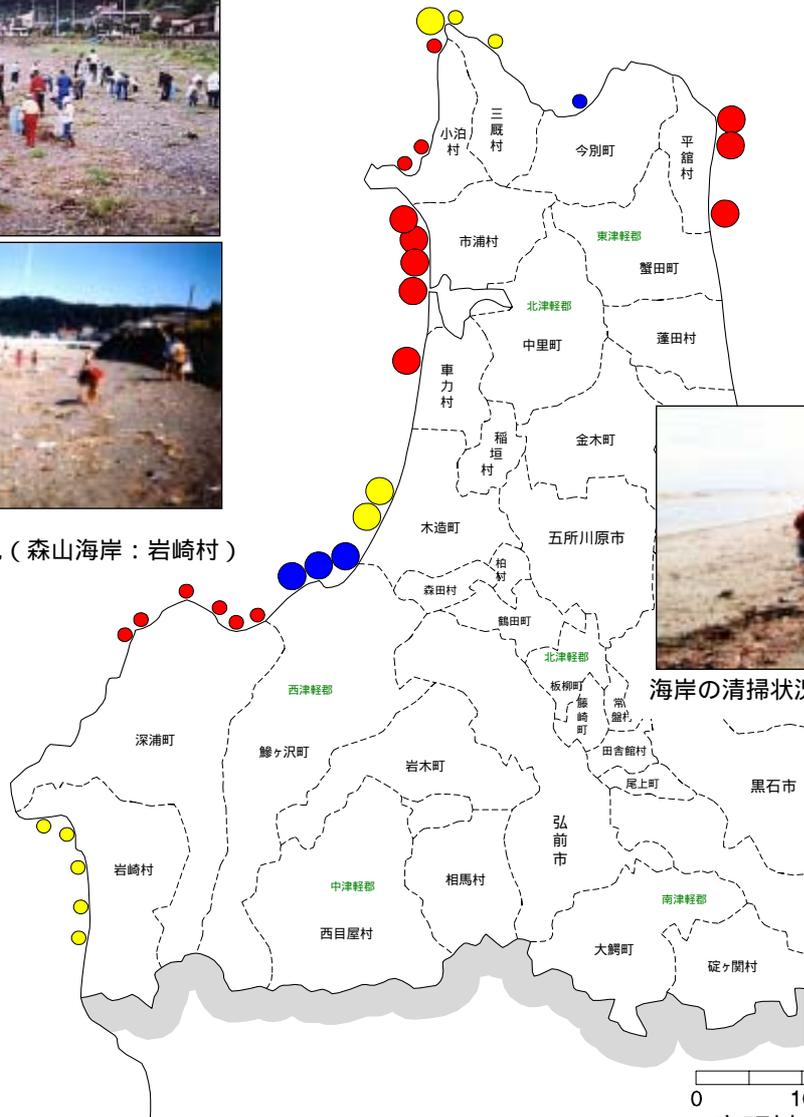


海岸の清掃状況（森山海岸：岩崎村）



海岸の清掃状況（石崎海岸：平館村）

凡		例	
頻 度		量	
● (orange)	ほぼ毎日	○ (small)	少量
● (red)	年に数回	○ (large)	大量
● (yellow)	2～3年に1回程度		
● (blue)	4～5年に1回程度		
● (black)	6年以上に1回程度		

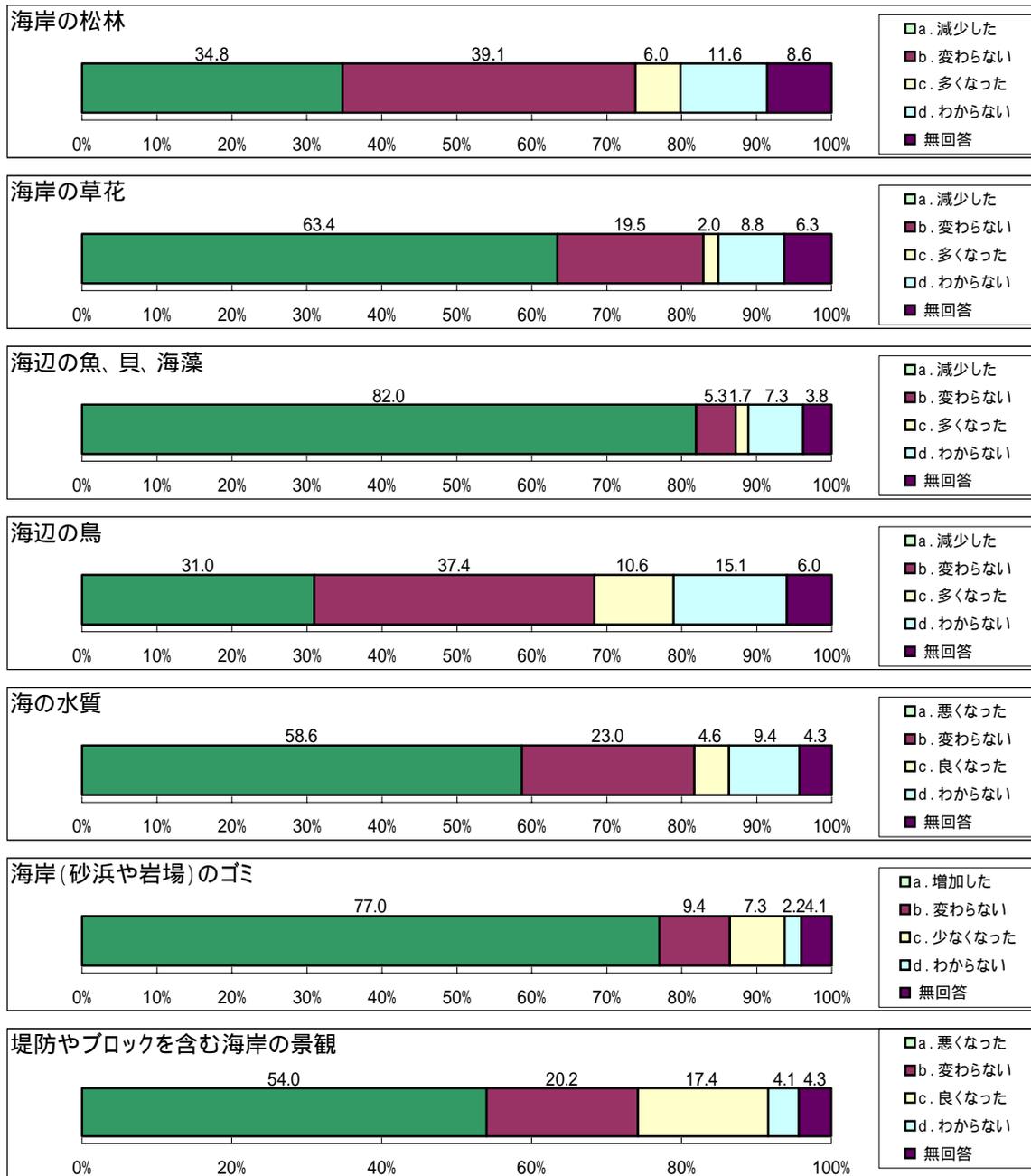


市町村ヒアリング結果

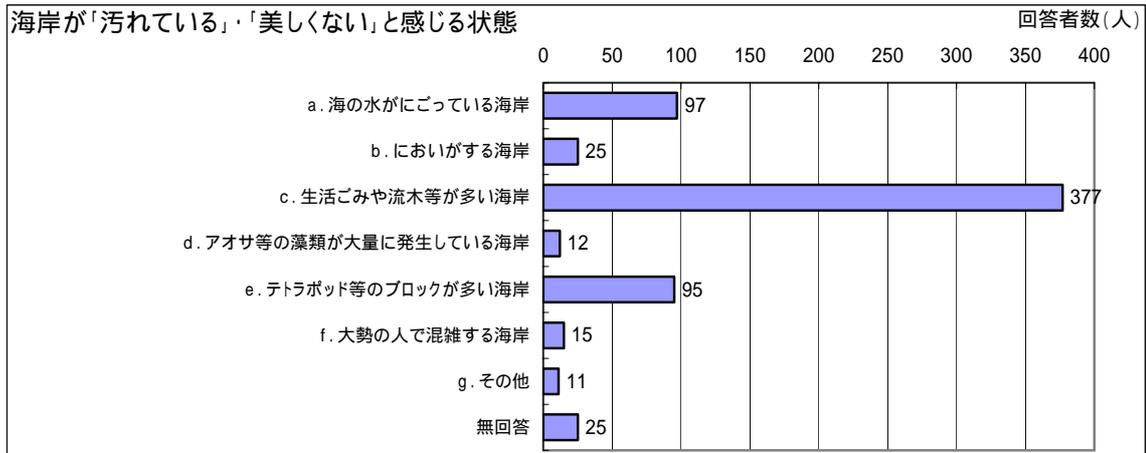
沿岸のゴミ・流木の漂着状況

海岸環境に対する沿岸住民の意識

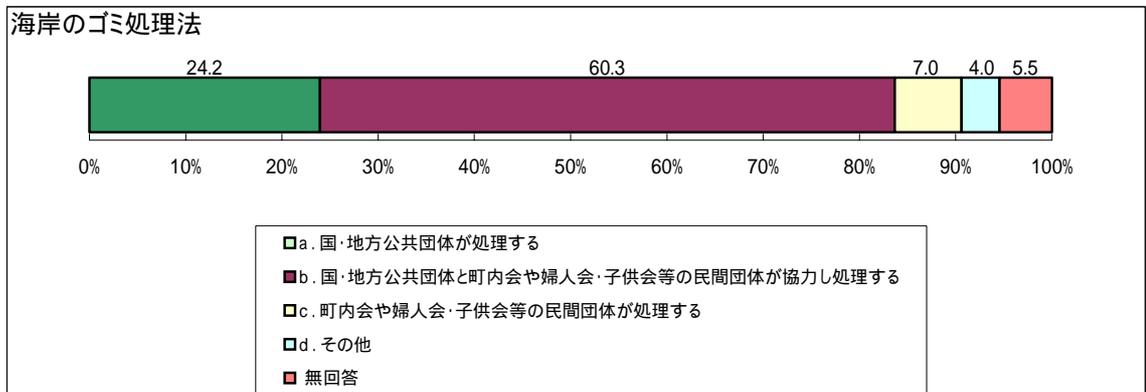
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



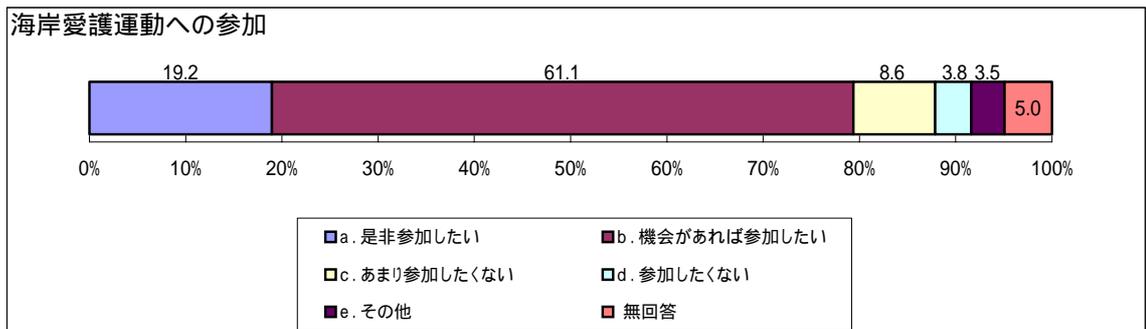
海岸が「汚れている」、「美しくない」と感じるのは、どのような状態ですか。



海岸に打ち上げられたり捨てられたゴミなどをどのようにしたら良いと考えますか。



今後、海岸のゴミ拾いなどの海岸愛護活動のボランティアに参加したいと思いますか。



自由意見

- 自然の生態系の保護
- 磯場、砂浜の保護
- 景観や環境に配慮した整備
- 石や砂等の自然の材料を使用した整備
- ゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発
- 自分のゴミは自分で処理する教育

2 - 6 海岸利用の現況

2 - 6 - 1 海岸利用の現況

(1) 祭り・イベント

津軽沿岸市町村の海岸で開催されている主な祭り、イベント等は以下に示すとおりである。



賽の河原大祭(岩崎村)



黄金の日本海深浦海まつり
(深浦町)



魚魚の火祭り(鱒ヶ沢町)



鱒ヶ沢トライアスロン大会
(鱒ヶ沢町)



フェスハローカップ水泳駅伝
(車力村)



十三の砂山まつり(市浦村)



権現まつり：海上相撲大会
(小泊村)



津軽海峡冬景色ツアー(三厩村)



沿岸の主な祭り・イベント

(2) レクリエーション

海岸のレクリエーション利用の主なものは、海水浴、キャンプ、釣りといったものである。以下に海水浴場及びキャンプ場の位置を示す。



ビーチバレーボール大会
(大間越海岸海水浴場)
(岩崎村)



風合瀬海水浴場(深浦町)



千畳敷海水浴場(深浦町)



鱈ヶ沢海水浴場(鱈ヶ沢町)



脇元海水浴場(市浦村)



折腰内海水浴場(小泊村)



浜辺でのビーチサッカー
(折腰内海水浴場)
(小泊村)



義経海浜公園海水浴場(三厩村)



平館海水浴場(平館村)

資料 平成12年 青森県商工観光労働部文化観光推進課「青森県観光統計概要」

沿岸の主な海水浴場



大間越ロマンの里オートキャンプ場（岩崎村）



行合崎キャンプ場（深浦町）

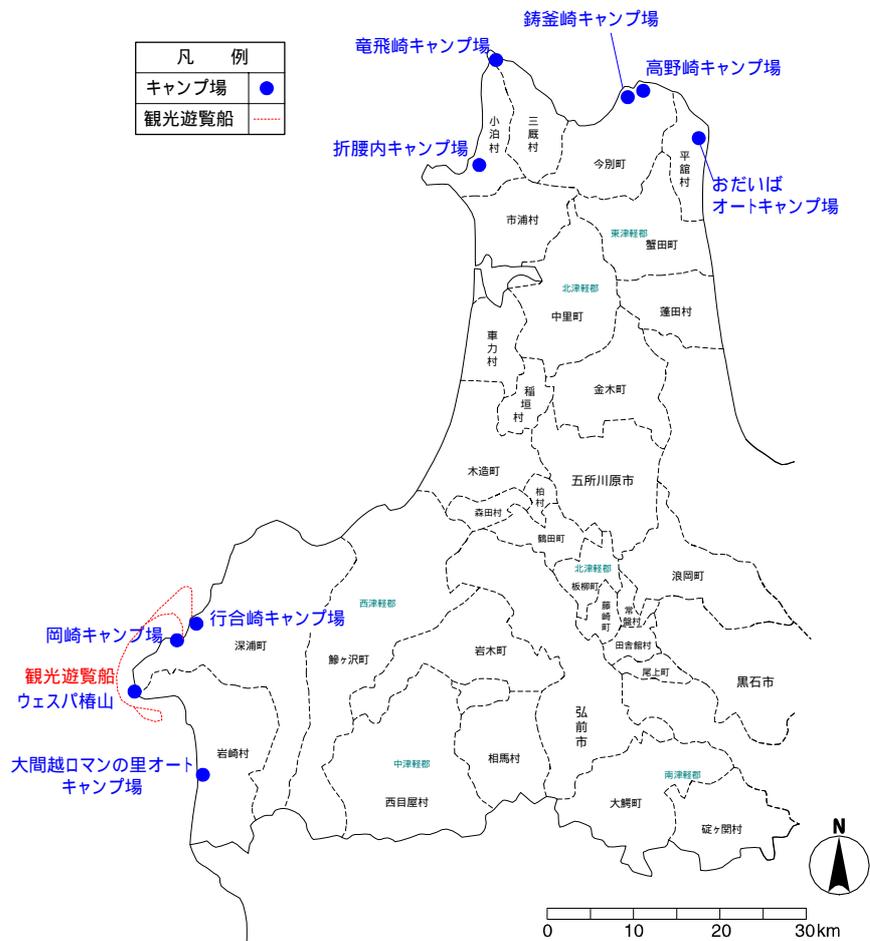


折腰内キャンプ場（小泊村）



高野崎キャンプ場（今別町）

凡 例	
キャンプ場	●
観光遊覧船	-----



沿岸の主なキャンプ場等

(3) 利用上のトラブル

沿岸市町村では、以下のような海岸における利用上のトラブルや苦情が寄せられている。

沿岸における主な海岸利用のトラブル

内 容	採られた解決策等
<ul style="list-style-type: none">・夜間の騒音・ゴミの放置・車両乗り入れ・道路、駐車場、トイレの整備への苦情・釣り人のマナー	<ul style="list-style-type: none">・利便施設の夜間閉鎖・見回り・看板等による啓発・海浜清掃の実施・ゴミ箱の設置・広報活動等による意識向上の啓発

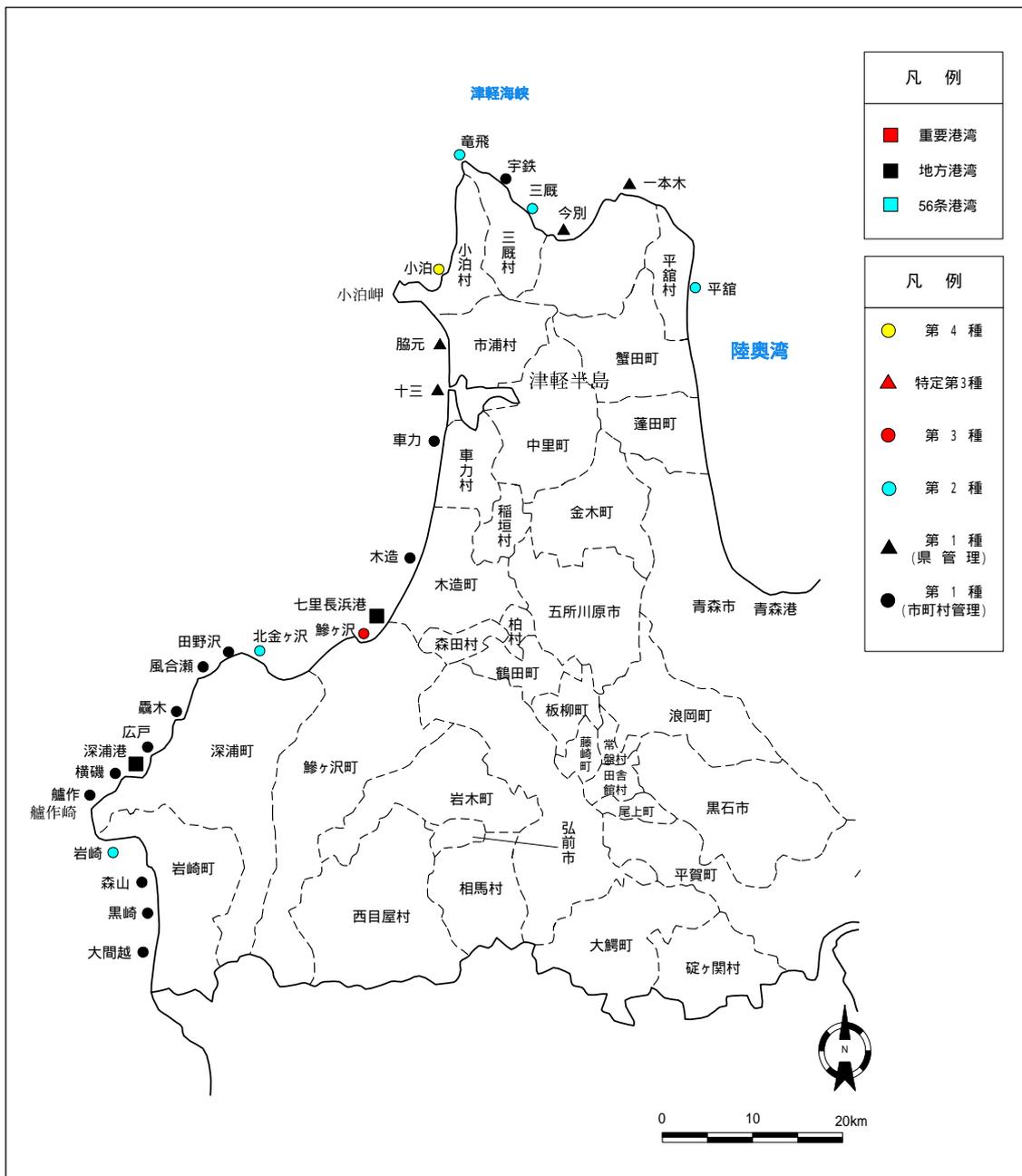
(4) 港湾・漁港

県内には、重要港湾 3 港をはじめとする 15 港、特定第三種漁港 1 港をはじめとする 92 港の港湾・漁港がある。

そのうち津軽沿岸には、重要港湾はなく、地方港湾 2 港があるほか、第三種漁港の鱒ヶ沢漁港をはじめとする 23 漁港がある。

鱒ヶ沢漁港は本県日本海域の拠点漁港となっているほか、地方港湾の深浦港、第四種漁港の小泊漁港は、ともに貨物船・漁船等の避難上重要な港湾・漁港となっている。

津軽沿岸の港湾・漁港分布図は以下に示すとおりである。

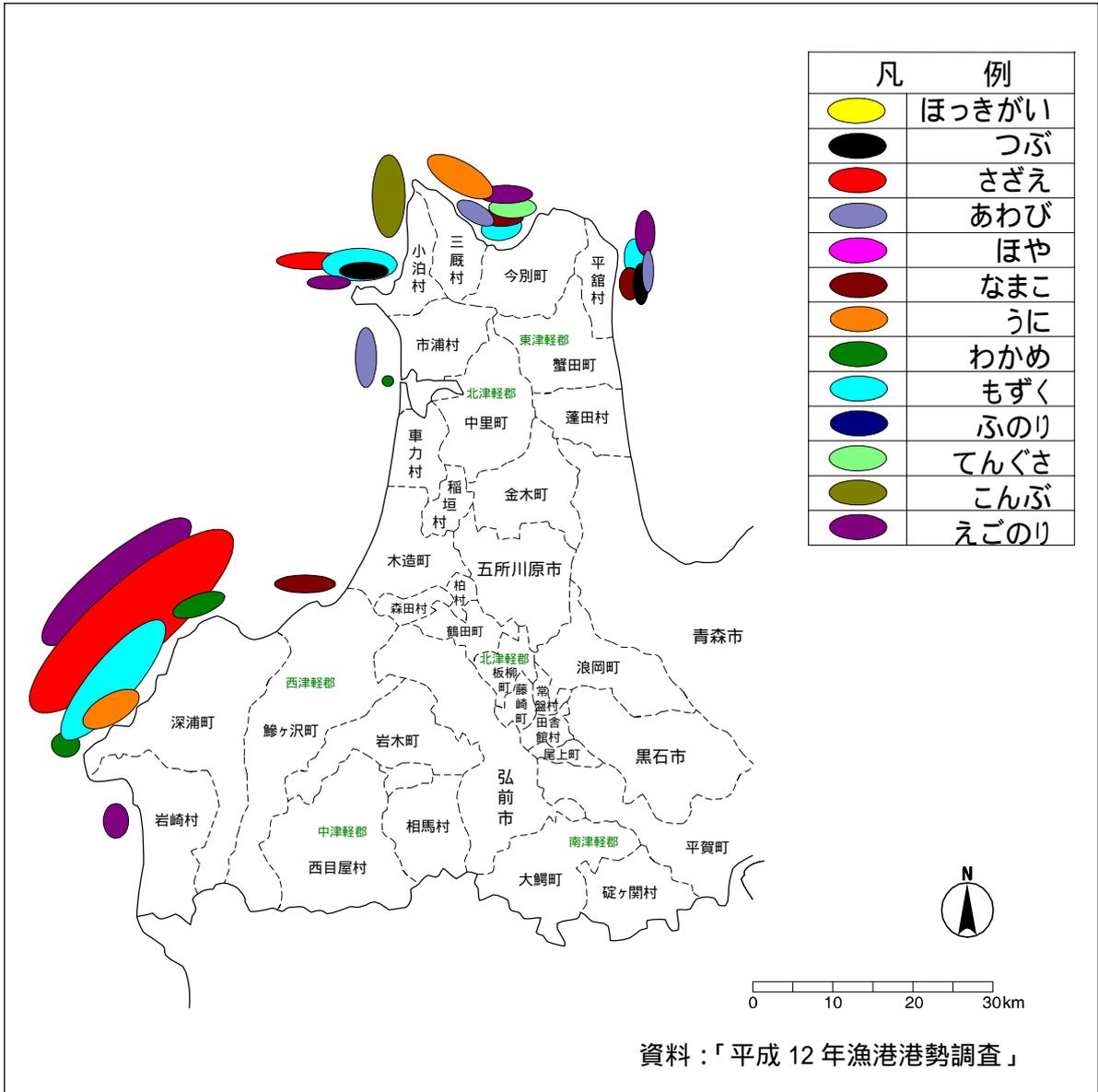


沿岸の港湾・漁港

(5) 海岸の漁業利用

津軽沿岸における磯根漁業の状況は、以下に示すとおりである。

沿岸の南部では、「さざえ」、「もずく」、「えごのり」の陸揚げ量が多く、北部では、「あわび」、「もずく」、「えごのり」の陸揚げ量が多い。



沿岸の主な磯漁業

(6) 利便施設の整備状況

海岸利用者の利便性を考慮し、駐車場・トイレ等の利便施設が整備されている海岸がある。



岡崎海水浴場 管理棟・駐車場（深浦町）



鱈ヶ沢漁港海岸 日本海拠点館（鱈ヶ沢町）



脇元海浜ふれあいゾーン 遊歩道・駐車場
（市浦村）



竜飛崎サイトパーク 管理棟（三厩村）



「権現崎をめぐるみち（小泊村）」青森県、環境庁



「小泊漁港海岸環境整備事業」青森県



「義経海浜公園（三厩村）」青森県

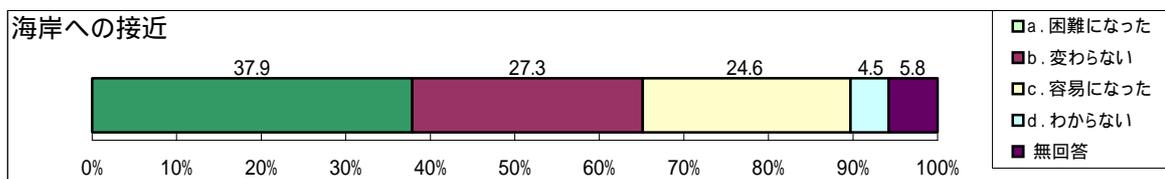
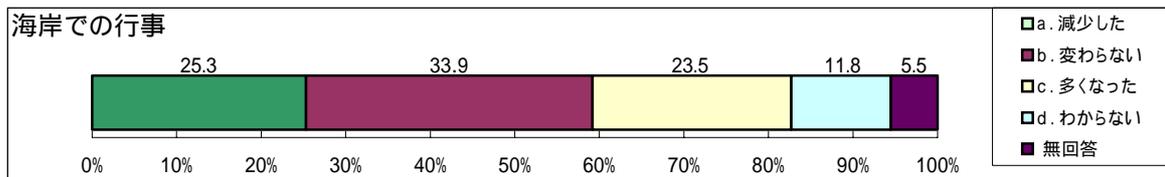
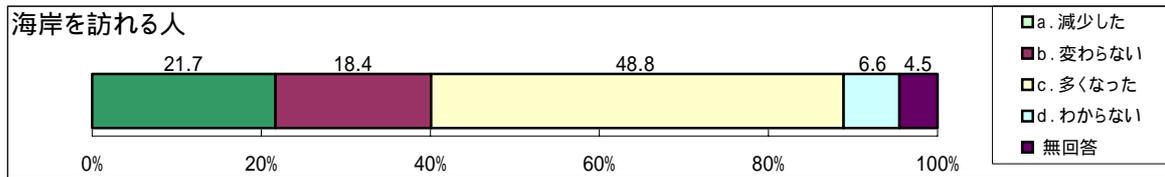


「村内案内図（平館村）」

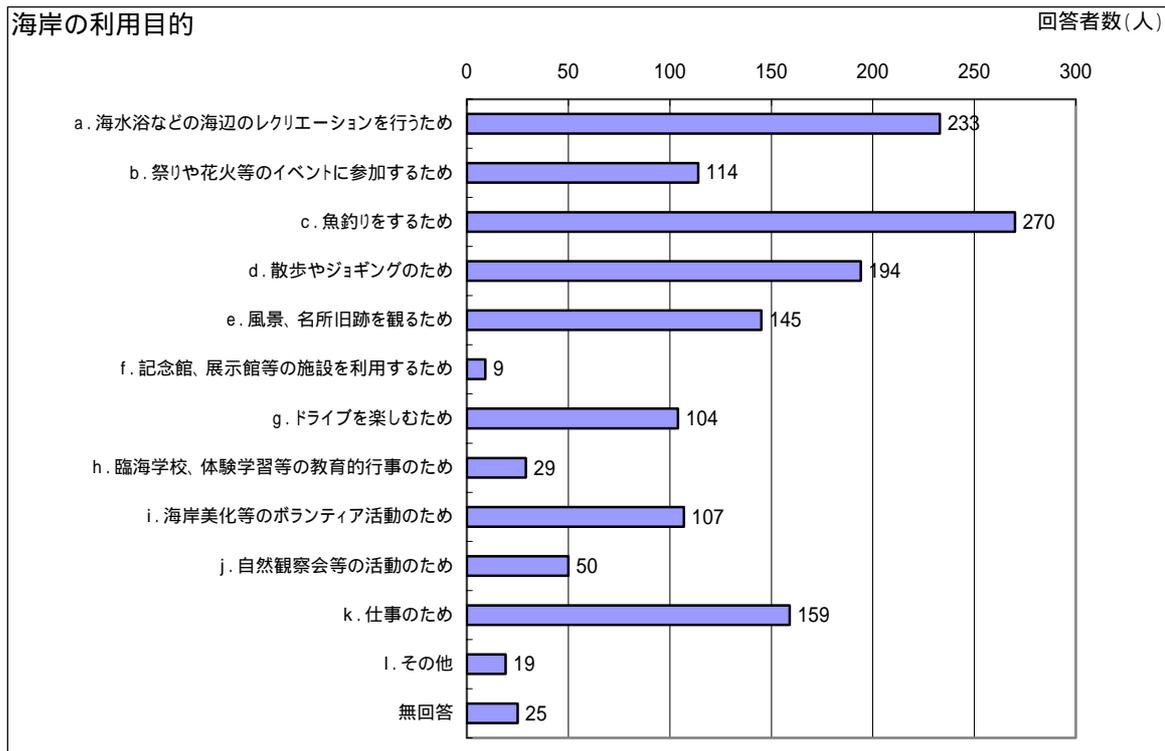
沿岸の主な利便施設

2-6-2 海岸利用に対する沿岸住民の意識

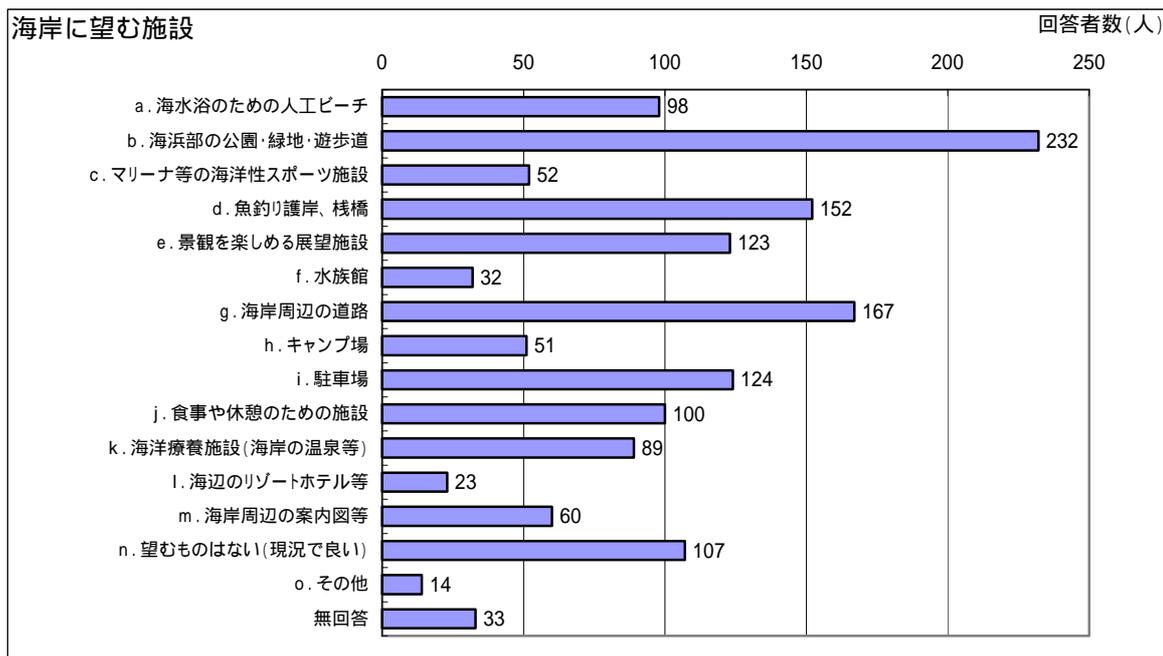
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



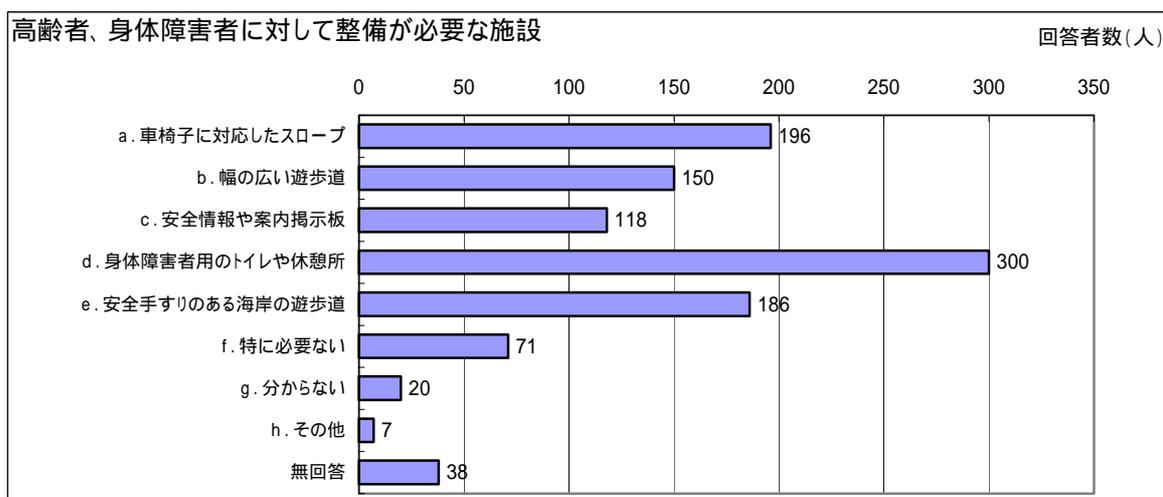
海岸の利用目的は何ですか。(複数回答)



そのほかに、海岸にどのような施設を望みますか。(3つ選択)



高齢者や身体障害者に対して、今後どのような施設を海岸に整備する必要があると思いますか。(2つ選択)



自由意見

- 海浜部の公園・緑地・遊歩道の整備
- 海岸周辺の道路整備
- 魚釣り護岸・棧橋の整備
- 身体障害者用のトイレや休憩所の施設整備
- 車椅子に対応したスロープ
- 海辺に近づきやすくなる様、階段の整備や堤防を緩やかな勾配とする。
- 砂浜海岸の保全および整備

2-7 海岸の保全の方向に関する事項

2-7-1 沿岸の特性総括

(1) 防護に関する特性

津軽沿岸は、沿岸の大部分が日本海に面していることから、冬季には日本海側特有の季節風により高波浪が発生している。そのため、昭和 36 年以来、海岸保全施設の整備がなされてきた。

しかし、未だに防護が満たされていない海岸もあり、沿岸住民も海岸保全施設に対する意向として「安全に役立っているのこのままで良い」や「安全でないので改良すべき」といった、海岸保全施設による安全への期待が大きい。

海岸侵食については、沿岸中央部の長大な砂浜海岸や沿岸北部及び南部に点在する砂浜海岸において進行が見られ、沿岸市町村住民の約 8 割にあたる人が砂浜の減少を感じている。

また、沿岸に整備されている施設の 5 割以上は、設置後 20 年以上が経過しており、今後老朽化による海岸保全施設の機能低下や破損が懸念されている。今後の施設改良にあたっては、安全に配慮しつつも自然環境や親水性にも配慮した施設の改良が望まれている。

津波・高潮に対する沿岸市町村の防災体制については、ほとんどの市町村で放送機器による住民への防災・避難情報の伝達体制や避難地の指定といった施策が講じられているが、今後は防災・避難訓練の実施や防災パンフレットの作成・頒布等の、防災意識の向上を図る施策が必要である。

(2) 環境に関する特性

津軽沿岸は、ほぼ全域を津軽国定公園に指定されており、津軽半島や世界遺産の白神山地などを背後に擁し、多様な植物や動物が生息する豊かな自然環境を有するところである。また、沿岸の北部および南部は、岩礁主体の海岸で夕陽海岸、千畳敷海岸、権現崎、竜飛崎等の風光明媚な岩礁による自然景観を、沿岸中央部では七里長浜の長大な砂浜による美しい自然景観を有するところである。

しかし、沿岸市町村住民からは、10 年前と比較して海岸の草花が減少した、海辺の魚・貝・海草が減少した、水質が悪くなった、海岸の景観が悪化したとの意見が多くあげられ、沿岸の自然環境・自然景観の変化が読み取れる。沿岸住民の自然環境・自然景観の保全への意識は高く、生態系・磯場・砂浜の保護、景観や環境に配慮した整備、自然の材料を使用した整備などが求められている。

また、日本海を北上する暖流の影響などにより、沿岸中央部の砂浜海岸には漂着ゴミがうち寄せられている。一方、沿岸住民のゴミに対する不満

は多い。10年前と比較し、海岸のゴミが増加したという意見が多くあげられており、その状態について海岸が汚れていると感じている。

これら海岸の漂着ゴミの処理については、沿岸住民の多くは行政と住民が協力して片付けるのが良いと考えている。また、今後、海岸のゴミ処理などのボランティアに参加したいと考えている人が多い。一方で、これらのゴミ処理対策を行うことよりも、ゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発や自分のゴミは自分で処理する教育などが求められている。

(3) 利用に関する特性

津軽沿岸は、古くからの海上交易により栄えてきた。現在でも日本海を北上する対馬暖流を活かした漁業活動、七里長浜港による港湾活動、歴史や文化に彩られた祭りやイベントなどが行われており、点在する砂浜海岸においては、海水浴やキャンプ場などの海洋性レクリエーションの場として多様な利用がなされている。

沿岸住民は主に、魚釣り、海水浴等のレクリエーション、散歩などに海岸を利用している。そのため、海浜部の公園・緑地・遊歩道、海岸周辺の道路、魚釣り護岸・栈橋といった施設の整備を望んでいる。更に、海辺へのアクセスの向上として階段の整備や堤防を緩やかな勾配とすることや、砂浜の保全などが求められている。

これらの海岸利用のニーズに対応するために、駐車場やトイレ、案内板等の整備が進められている。また、海岸の利用は、祭りやイベントなど多岐に渡ることから、高齢者や障害を持った人も利用しやすいトイレ等の整備も求められている。

一方、海岸利用の多様化が進む中、釣り人のマナーの問題や海岸利用者によるゴミの放置、車両乗り入れ、夜間の騒音などのトラブルが発生している。住民アンケートからも、海岸利用者のモラル・マナーの向上を求める声が多い。

(4) 海岸の将来に対する住民の意識

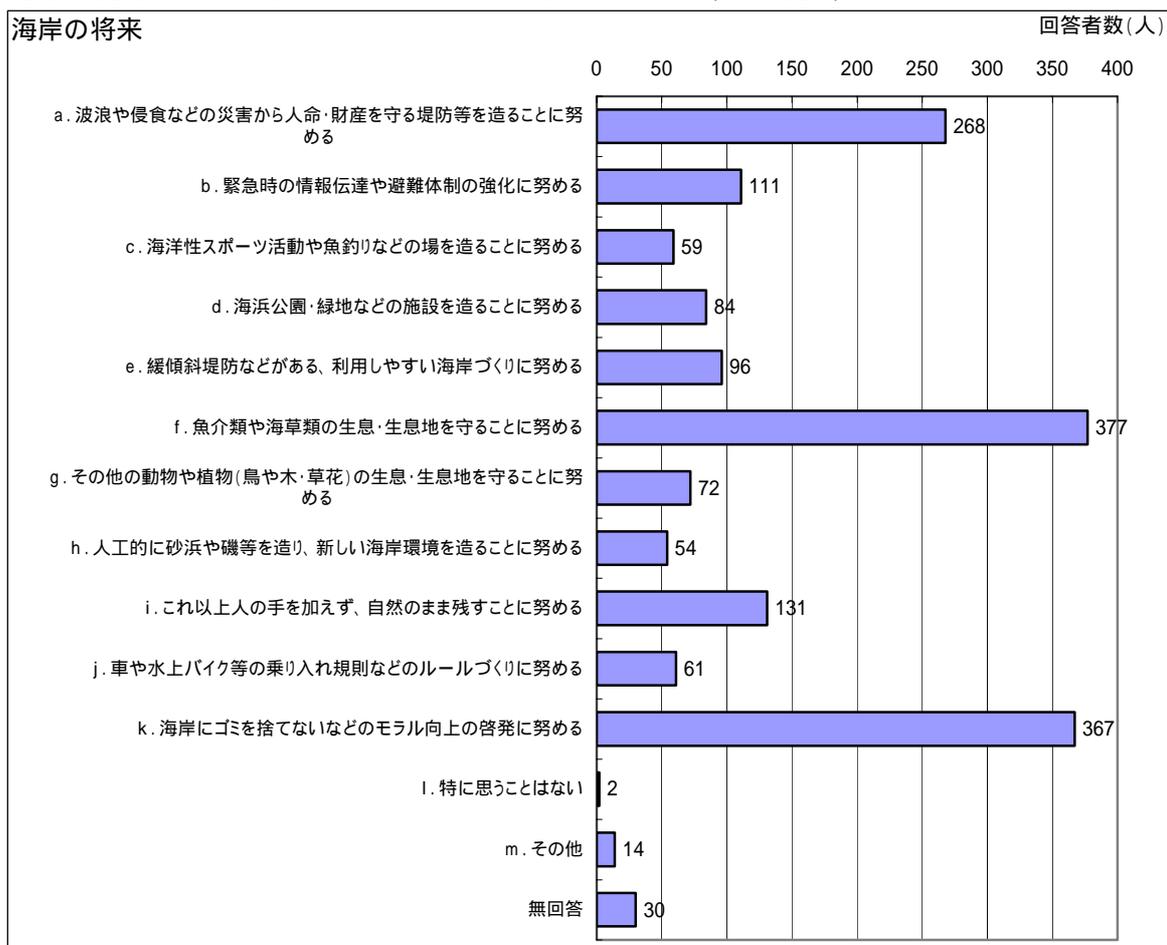
「海岸を将来どのようにしていくべきか」との質問に、「魚介類や海草類の生息・生息地を守ることに努める」、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める」という回答が最も多かった。沿岸住民の自然環境を守っていききたいという意識は高く、また、モラルの向上を図り、人々はうまく海と付き合っていかなければならないと考えている。

次に「波浪や侵食などの災害から人命・財産を守る堤防等を造ることに努める」という回答が多い。沿岸住民の安全に対する意識も非常に高い。

回答者数の全体的な傾向としては、環境保全に関する回答が多く得られ、次いで、防護に関する回答となっており、利用に関する回答が最も少なかった。

人々は、津軽沿岸の自然環境を守り、また自らの安全を確保し、次世代に魅力ある海岸を継承していくことを望んでいる。

海岸を将来、どのようにしていくべきだと思いますか。(3つ選択)



(5) 津軽沿岸のキーワード・イメージ

(防護) 育まれ、風土



冬期の気象・海象条件が厳しい、冬期風浪、風雪、日本海

(環境) ふるさとの豊かな自然、夕陽海岸



夕陽がきれいな海岸、茜色の海岸、岩礁海岸、千畳敷、権現崎、竜飛崎、高野崎、七里長浜、十三湖、岩木川、岩木山、白神岳、屏風山、津軽国定公園、津軽半島、津軽平野、ハタハタ、ヤリイカ、ヤブツバキ、カバイロシジミ分布の南限

(利用) 古くからの海上交易、文化、風土、新たな活力を培う



十三湊、北前船、深浦港、七里長浜港、白神山地、亀ヶ岡遺跡、最終氷河期埋没林、義経伝説、徐福伝説、船絵馬、西浜街道、松前街道、津軽藩、砂丘地農業、太宰治

2-7-2 海岸の保全の基本理念

津軽地域には、白神山地や津軽半島の青い森の広がり、津軽平野の広大な大地を潤す岩木川、豊饒の幸を与えてくれる日本海などの豊かな美しい自然がある。

また、岩木川の河口には十三湖が位置し、古くから文化交流の場としての機能を有し、北海道と畿内を結ぶ北方交易の役割を果たしてきた十三湊が反映していた。十三湊は下之切り通り・十三街道と岩木川水運で結ばれ、西浜街道沿いに鱒ヶ沢湊・深浦湊があり、秋田との境に大間越番所（岩崎村）が置かれた。

明治以降、湖底の浅い十三湊はその役割を失い、また鱒ヶ沢湊、深浦湊も最盛期の活気を失ったが、現在も鱒ヶ沢町、深浦町、木造町、五所川原市が津軽地域の経済の中心として発展しつつある。

このような歴史と文化の中、津軽沿岸は、日本海と津軽海峡に面し、日本海特有の冬の季節風や海峡特有の高波浪が発生しやすいため、集落が存在する沿岸部では、幾度となく高波の被害を受けてきた。

また、近年沿岸中央部の七里長浜をはじめとした砂浜海岸では、侵食による前浜の減少が進んでおり、防災上の安全性と国土の保全が必要となっている。

一方、沿岸南部の夕陽海岸・千畳敷海岸、沿岸北部の竜飛崎・権現崎等、侵食により造られた荒々しい岩礁景観や沿岸中央部の七里長浜などの穏やかで美しい砂浜が見られる豊かな海岸景観を有するところである。また、沿岸のほぼ全域が津軽国定公園に指定され、自然環境の豊かな海岸である。

更に、鱒ヶ沢海水浴場、風合瀬海水浴場、折腰内海水浴場などの各地の海水浴場は、沿岸及び内陸部住民の貴重な海洋性レクリエーションの場となっている。

津軽沿岸の海岸は、今後も沿岸住民の生活を支え、文化を育み、新たな海上交易の場として発展していくことが望まれている。

また、沿岸の安全性や適正な海岸利用の促進を図るとともに、海岸が有する多様な自然環境を保全し、調和のとれた海岸づくりを目指す必要がある。

津軽沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、以上のことを念頭におき、「基本理念（コンセプト）」を以下のように設定する。

< 基本理念 >

ふるさとの豊かな自然と夕陽海岸に生まれ、古くからの海上交易により栄えてきた文化、風土を継承し、新たな活力を培う津軽沿岸の海岸づくり

2-7-3 海岸の保全に関する基本方針

前項の基本理念を受け、津軽沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定する。

<基本方針>

日本海の厳しい季節風等に対応し、安全ですこやかな暮らしができる海岸づくり

厳しい気象・海象条件の中で、古くから続けられてきた沿岸域での生活を災害から守り、将来とも安心でき、安全で快適に生活できる海岸づくりを推進する。

また、沿岸の生活・文化を培ってきた海を、誰もが快適に利用できるように、生活に密着した海岸づくりを推進する。

津軽沿岸を象徴する「夕陽海岸」など、豊かな海岸景観と貴重な自然環境の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

津軽沿岸特有の岩礁海岸や砂浜海岸が織りなす海岸景観や、動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。

海岸保全施設の整備にあたっては、豊かな海岸景観と貴重な自然環境に対し十分な配慮を行い、安らぎと潤いのある海岸づくりを推進する。

「森・川・海」の保全と創造を図るため、津軽沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

「防護」「環境」「利用」の調和がとれた海岸保全を実施していくために、沿岸住民のみならず、津軽沿岸に関わる森・川・海を一体としてとらえ、住民、ボランティア、行政等の適切な役割分担と連携のもとで、次の世代へと継承する海岸づくりを推進する。

地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

2-8 海岸の防護に関する事項

国が定めた海岸保全基本方針に基づき、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標およびこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

2-8-1 海岸の防護の目標と防護水準

(1) 防護すべき地域

津軽沿岸海岸保全基本計画の対象区間である秋田県境から根岸（平館漁港区域南端）に至る区間の内、越波、浸水、侵食等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

高波による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位、適切に推算した波浪の影響を加えたものに対して防護することを目標とする。計画高潮位は、既往の最高潮位もしくは、朔望平均満潮位に計画規模の潮位偏差を加えた潮位とする。

侵食による被害の防護については、侵食の進行している海岸では現状の汀線を維持することを目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性に応じて汀線を回復することを目標とする。

地震・津波による被害の防護については、既往最大級の津波に対して防護することを目標とする。

また、対象海岸の状況や地域住民と一体となったソフト対策も含め、総合的な防護を目指すものとする。

2-8-2 防護の目標を達成するための施策

(1) 高波に対する防護効果の向上

高波浪による越波・浸水に対し、構造物による防護を図るとともに、岩礁や砂浜の持つ「自然の消波機能」と組み合わせ、より効果的な防護を図る。

(2) 砂浜の保全・回復

侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけではなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。

(3) 老朽化施設への対応

老朽化により機能の低下や破損等が懸念される施設については、機能の維持や向上を図るため、補修や改修を行う。

(4) 防災・避難体制の整備

突然の高波浪や津波に対して、当面の対策として安全で迅速な避難ができる体制を整備する。

2 - 9 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2 - 9 - 1 海岸環境の整備および保全のための施策

(1) 海岸域における自然環境の保護と保全

沿岸域では、陸や海における多種・多様な生物が生息・生育していることから、貴重な自然環境については保護し、海岸の防護にあたっては自然環境の保全に配慮した施設の整備を図る。

(2) 津軽沿岸特有の優れた海岸景観の保全

津軽沿岸は、津軽国定公園をはじめとした多くの優れた海岸景観を有しているため、これらの優れた景観を損なわないよう、その保全に配慮した施設の整備を図る。

(3) 海岸美化への取り組み

行政と地域住民が協働して、海岸環境を保全するための美化活動を進める。
また、ゴミや水質の問題は沿岸域だけでなく、河川流域等も含めて海岸環境教育等を実施し、マナー、モラルの向上に努める。

2 - 10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2 - 10 - 1 公衆の適正な利用を促進するための施策

(1) 親水空間の確保

海岸利用の多様なニーズに対応するため、安全で快適な親水空間の確保を図る。

(2) 海辺へのアクセスの改善

誰もが利用しやすく、海とふれあえるように、水際線へのアクセスの向上を図る。

(3) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安全に海岸に近づき、身近に自然にふれることができるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備を推進する。

(4) 海岸利用者のモラル・マナーの向上

地域住民および海水浴、キャンプ、釣り等の海岸利用者に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸を大切にす活動の普及に努める。

2 - 11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性

津軽沿岸のゾーニングによる区分

(1) ゾーニングに当たっての基本的な考え方

津軽沿岸を整備するにあたり、砂浜の保全や動植物の生息環境などは、一連の区域として配慮していく必要がある。このような区域を設定するために自然特性・社会特性より、以下のような考え方でゾーニングを行った。

沿岸の気象・海象条件の違い、地形特性の違い、動植物の生息・生育状況などの自然特性を考慮し、その代表的な指標として海岸地形、自然公園の分布から、ゾーニングを行った。

また、人口分布、産業、沿岸の利用状況、文化・風土など沿岸の社会特性を考慮し、その代表的な指標として人口集積地区、海水浴場、キャンプ場、港湾・漁港利用の状況より、ゾーニングを行った。

(2) ゾーニングによる沿岸の区分

平館・今別・三厩ゾーン

津軽海峡に面しており、海岸線沿いに国道が通り人家が連なっている。平館漁港から竜飛崎にかけての海岸を対象とする。

竜飛崎・小泊ゾーン

漁港付近に人家が集中しているが、多くは自然の岩礁海岸が残されている。竜飛崎から小泊村一体の海岸を対象とする。

七里長浜ゾーン

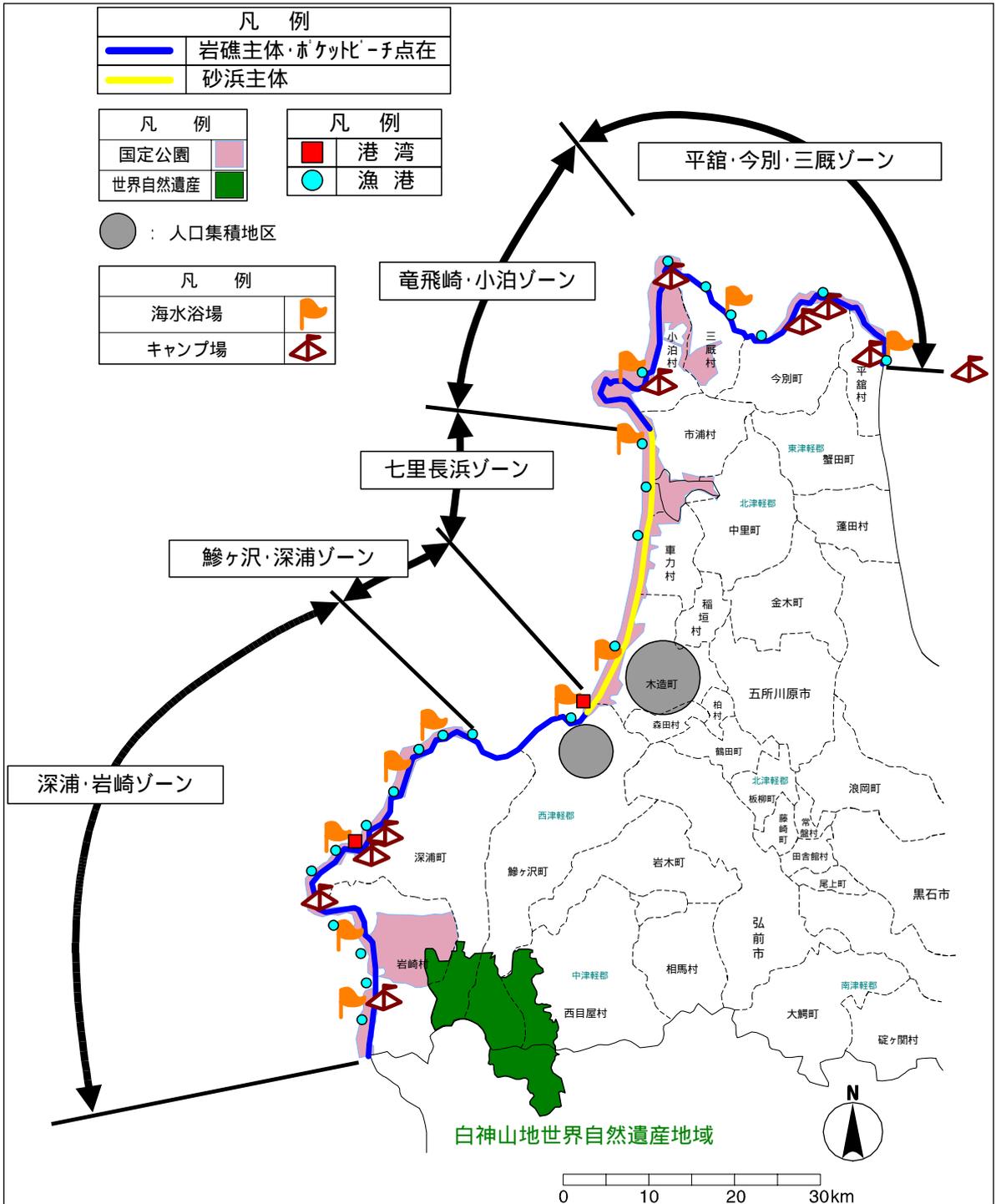
七里長浜と呼ばれる長大な砂浜海岸となっており、漁港が点在するものの、人家はなく多くの自然が残されている。市浦村から七里長浜港にかけての海岸を対象とする。

鱒ヶ沢・深浦ゾーン

沿岸内では最も人口が集中している地域で、漁港や港湾の利用や大規模な海水浴場でのレクリエーション利用が盛んである。七里長浜港から北金ヶ沢漁港にかけての海岸を対象とする。

深浦・岩崎ゾーン

海岸線沿いに国道や鉄道が通っており、港湾や漁港付近では海岸付近に人家が連なっている。また夕陽に映える岩礁海岸や多くの景勝地、また点在する海水浴場等には多くの観光客が訪れている。北金ヶ沢漁港から秋田県境にかけての海岸を対象とする。



沿岸のゾーニング分布

ゾーン毎の特性

ゾーン名	防護特性	環境特性	利用特性	海岸保全の方向性
平館・今別・三厩	冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られる。また、一部の砂浜海岸では侵食が進んでいる。	岩礁海岸が主体となっており、竜飛崎や鑄釜崎・高野崎付近は津軽国定公園に指定されている。	背後の山と前面の海に挟まれた狭隘な土地に国道が通っており、人家が連担している。景勝地や海水浴場・キャンプ場が点在しており、海岸への来訪者も多い。また全域で磯漁業が盛んである。	古くから海岸保全が進められてきたが、未だに越波や侵食による被害があり、更なる保全が必要である。ただし美しい自然環境や景観、また豊かな水産資源への配慮が必要である。
竜飛崎・小泊	日本海特有の冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られる。	岩礁海岸が主体となっており、竜飛崎や権現崎をはじめほぼ全域が津軽国定公園に指定されている。	小泊漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中し海水浴場やキャンプ場があるが、その他の海岸線沿いには人家がなく自然が残されている。また全域で磯漁業が盛んに行われている。	人家がある海岸では防護が必要な箇所が見られるが、多くの海岸は自然が残されており、今後も貴重な自然海岸として保全していかなければならない。
七里長浜	長大な砂浜海岸となっているが、侵食が進み海食崖となっているところがある。	七里長浜と呼ばれる砂浜海岸が主体となっており、全域が津軽国定公園に指定されている。	北側に海岸線沿いの人家連担地があるが、多くの人家は内陸部にある。また漁港が点在しており周辺に海水浴場があるが、ほぼ全域で自然が残されている。	人家に海岸災害が及ぶことはないが、貴重な砂浜海岸として保全していかなければならない。
鱒ヶ沢・深浦	日本海特有の冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られる。また、一部の砂浜海岸では侵食が進んでいる。	岩礁海岸と砂浜海岸が点在している。	鱒ヶ沢漁港および北金ヶ沢漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中している。また鱒ヶ沢には県内有数の海水浴場がありレクリエーション利用が特に盛んである。	人家が連なっている海岸では、住民が安心できるための整備を進めるとともに、海洋レクリエーション利用に対応した整備を進める。
深浦・岩崎	日本海特有の冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られる。また、一部の砂浜海岸では侵食が進んでいる。	岩礁海岸が主体となっており、千畳敷海岸をはじめ、ほぼ全域が津軽国定公園に指定されている。	深浦港や岩崎漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中しているほか、一部の漁港周辺の海岸線沿いに人家連担地がある。多くの景勝地や海水浴場・キャンプ場があり、多くの観光客が訪れている。また全域で磯漁業が盛んである。	人家が連なっている海岸では、住民が安心できるための整備を考えなければならぬが、多くの景勝地や訪れる観光客、また豊富な水産資源への配慮が必要である。

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実施していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。

なお、整備をしようとする区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーン毎に設定された海岸保全の方向性および「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。

海岸保全施設の模式図および各施設の用途を以下の図に示す。



主な海岸保全施設

3 - 2 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、従来の長期計画区域、市町村、地域住民からの要望箇所についてそれぞれ海岸保全の問題点について検討し、防護機能の不足している区域を設定する。

これらの区域のうち、現在一般公共海岸に属しているものについては、今後、海岸保全区域の指定が必要となる。

3 - 3 海岸保全施設の種類及び規模等

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、「施策」、「ゾーン毎の方向性」および市町村、地域住民からの要望を基に適切に設定する。

3 - 4 受益地域の状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、海岸保全施設の整備によって高潮による災害や海岸侵食から防護される地域およびその地域の土地利用の状況を示す。

3 - 5 地域との連携

海岸の価値が多様化する中、様々なニーズに対応するため、市町村等の行政機関に加え、高齢者から子供までを含めた地域住民、海岸利用者、NPO等の各種団体などが一体となって、それぞれの役割分担を認識し、日常的な海岸管理を実施することが重要である。

このため、個々の海岸整備の実施にあたっては、ワークショップ等により、行政と地域住民等の海岸に対する共通認識を形成し、総合的な海岸保全の実施に努める。

海岸保全施設を整備しようとする区域

区域 番号	配 置			種 類	受益の地域の状況
	区域	規 模			
	海岸名	延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
1	平館漁港海岸本港	720	4.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
2	石崎海岸	850	4.00	護岸、離岸堤、消波堤	住宅地、その他
3	奥平部海岸	550	4.00	護岸	住宅地、その他
4	一本木漁港海岸砂ヶ森地区	780	4.00	護岸	住宅地、その他
5	一本木漁港海岸裳月地区	400	4.00	離岸堤	住宅地、その他
6	一本木漁港海岸大泊地区	140	4.00	護岸	住宅地、その他
7	大泊海岸	720	4.00	離岸堤	住宅地、その他
8	今別海岸	1,200	4.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
9	今別漁港海岸	960	4.00	護岸	住宅地、その他
10	三厩漁港海岸	820	4.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
11	竜飛海岸	400	4.00	護岸、消波堤、離岸堤	住宅地、その他
12	竜飛漁港海岸	40	4.00	離岸堤	住宅地、その他
13	折腰内海岸	300	4.00	人工リーフ	その他
14	小泊漁港海岸小泊地区	880	5.00	護岸、突堤、人工リーフ、人工海浜	住宅地、その他
15	小泊漁港海岸下前地区	150	5.00	離岸堤	住宅地、その他
16	小泊漁港海岸折戸地区	300	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
17	脇元海岸	740	5.00	護岸	住宅地、その他
18	脇元漁港海岸	200	5.00	人工リーフ	住宅地、その他
19	市浦海岸	860	5.00	護岸	住宅地、その他
20	十三漁港海岸	1,600	5.00	護岸、人工リーフ	住宅地、その他

受益の地域のその他とは、市街地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

区域 番号	配 置			種 類	受益の地域の状況
	区域	規 模			
	海岸名	延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
21	車力漁港海岸	400	5.00	離岸堤、突堤	その他
22	出来島海岸	300	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
23	木造漁港海岸	390	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
24	七里長浜港海岸鳴沢地区	530	5.00	護岸、突堤、人工リーフ、人工海浜	住宅地、森林、その他
25	鱒ヶ沢漁港海岸鱒ヶ沢地区	810	5.00	護岸、人工リーフ	住宅地、その他
26	鱒ヶ沢漁港海岸赤石地区	270	5.00	護岸、人工リーフ	住宅地、その他
27	大和田海岸	3,000	5.00	消波堤、離岸堤	住宅地、その他
28	関海岸	218	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
29	北金ヶ沢漁港海岸	650	5.00	護岸	住宅地、その他
30	田野沢海岸	100	5.00	護岸	住宅地、その他
31	田野沢漁港海岸	220	5.00	離岸堤	住宅地、その他
32	大戸瀬海岸	1,750	5.00	護岸	住宅地、農地、その他
33	風合瀬漁港海岸	340	5.00	離岸堤	住宅地、その他
34	風合瀬海岸	140	5.00	護岸	住宅地、その他
35	轟木海岸	260	5.00	離岸堤	住宅地、農地、その他
36	轟木漁港海岸	60	5.00	離岸堤	住宅地、その他
37	塩見山平海岸	200	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、農地、その他
38	深浦港海岸吾妻地区	30	5.00	離岸堤	住宅地、その他
39	深浦港海岸猿神鼻岩下地区	110m ²	5.00	崩落防止	住宅地、その他
40	横磯漁港海岸	30	5.00	離岸堤	住宅地、その他

受益の地域のその他とは、市街地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

区域 番号	配 置			種 類	受益の地域の状況
	区域 海岸名	規 模			
		延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
41	岩崎漁港海岸沢辺地区	590	5.00	護岸、消波堤、離岸堤	住宅地、その他
42	岩崎漁港海岸岩崎地区	500	5.00	護岸	住宅地、その他
43	森山海岸	495	5.00	護岸、人工リーフ	住宅地、その他
44	松神海岸	960	5.00	護岸、離岸堤、突堤、人工リーフ	住宅地、農地、その他
45	黒崎海岸	140	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、農地、その他
46	大間越海岸	100	5.00	離岸堤	住宅地、農地、その他
47	大間越海岸	200	5.00	離岸堤	住宅地、その他
48	南大間越海岸	300	5.00	護岸、人工リーフ	住宅地、その他
49	入良川海岸	500	5.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
50	木蓮寺海岸	100	5.00	離岸堤	住宅地、その他

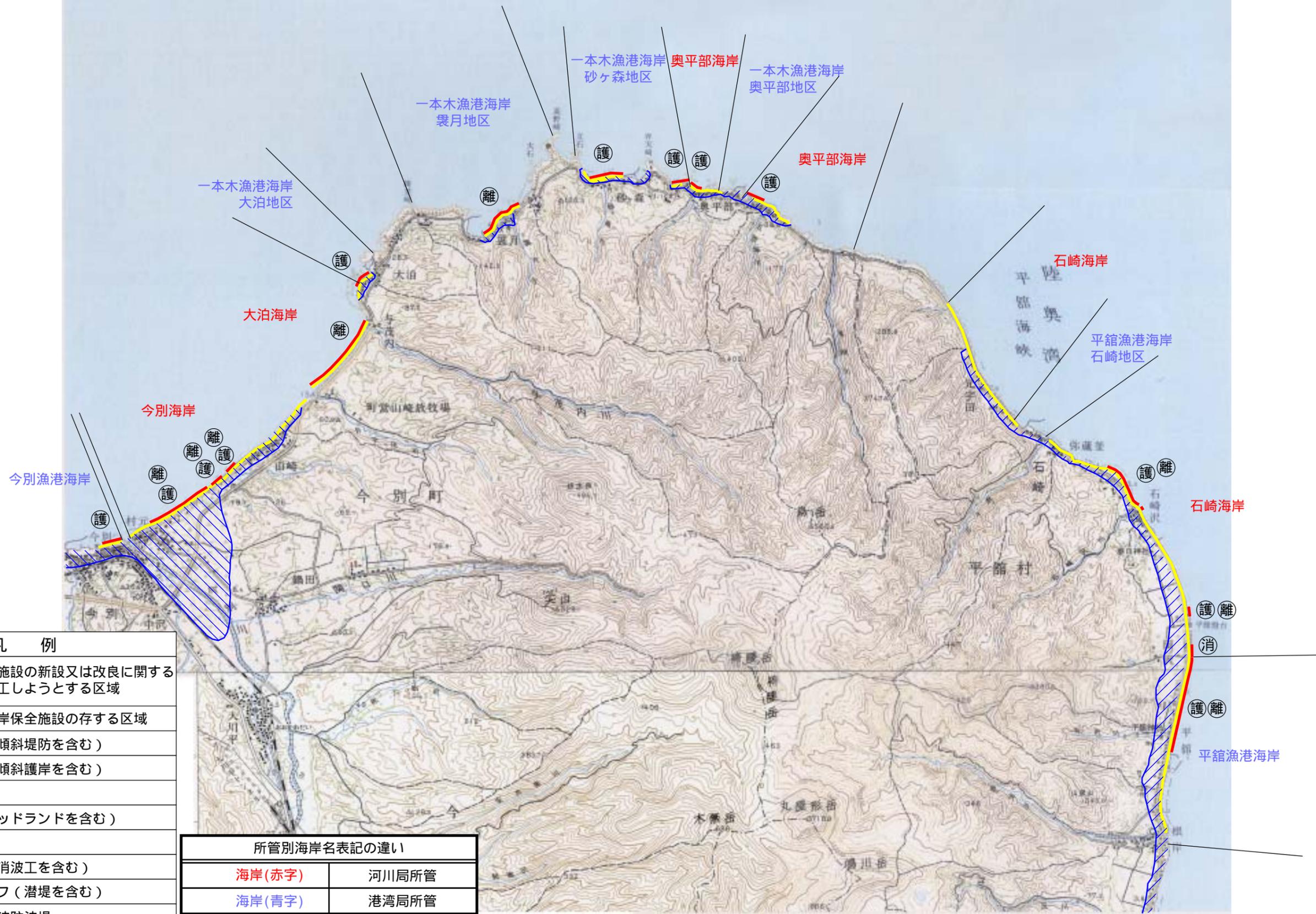
受益の地域のその他とは、市街地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

海岸保全区域の指定が必要な区域

区域 番号	配 置			種 類	受益の地域の状況
	区域	規 模			
		延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
a	川尻地内(鯨ヶ沢町)	900	5.00	離岸堤	住宅地、森林、その他
b	鳴戸地内(鯨ヶ沢町)	500	5.00	離岸堤	住宅地、森林、その他

受益の地域のその他とは、市街地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

今別町・平館村

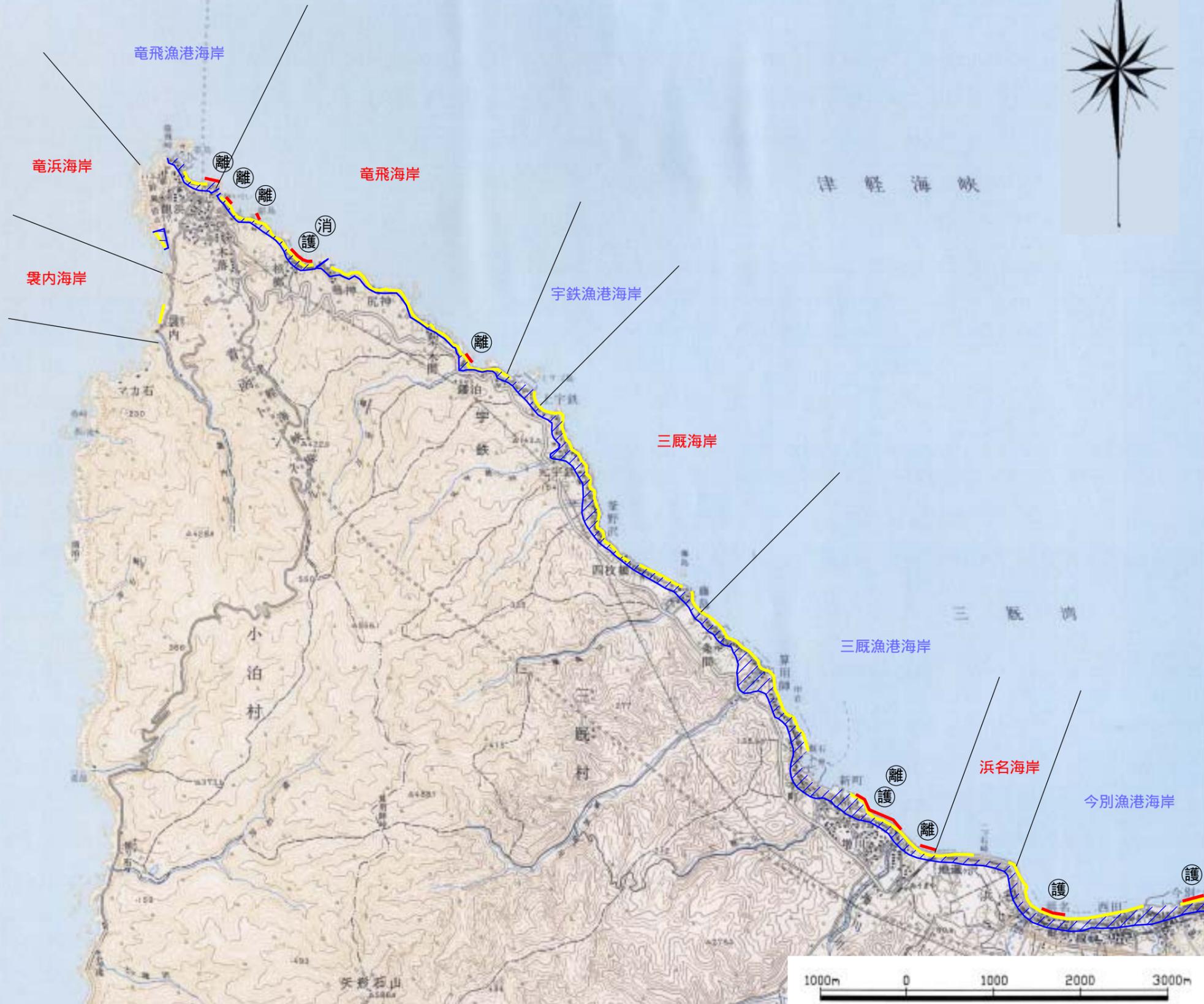


凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防（緩傾斜堤防を含む）
Ⓜ	護岸（緩傾斜護岸を含む）
Ⓜ	胸壁
Ⓜ	突堤（ヘッドランドを含む）
Ⓜ	離岸堤
Ⓜ	消波堤（消波工を含む）
Ⓜ	人工リーフ（潜堤を含む）
Ⓜ	高潮・津波防波堤
Ⓜ	人工海浜
Ⓜ	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
▨	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

小泊村・三厩村

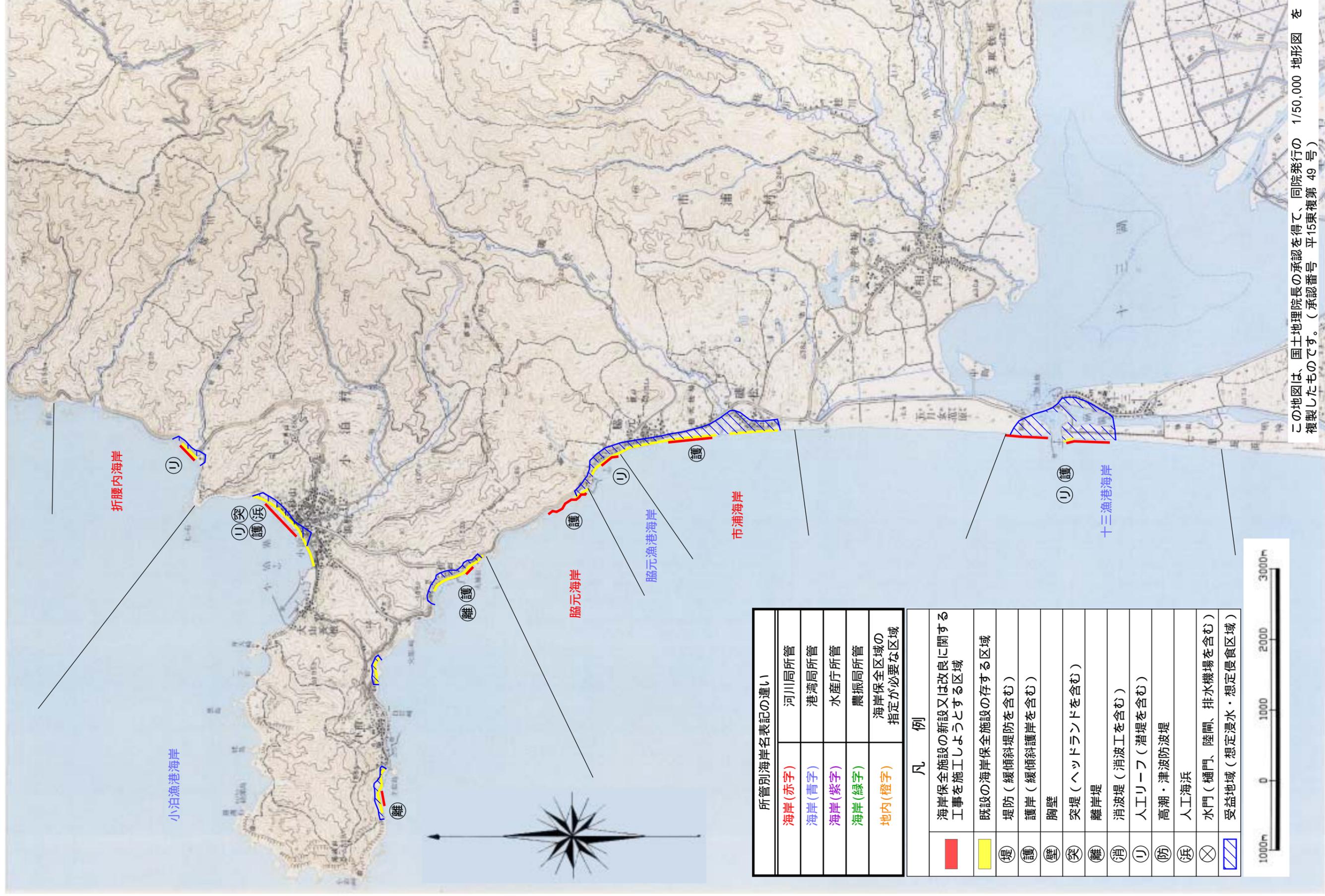


所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

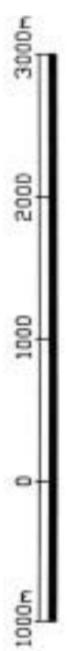
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。(承認番号 平15東複第 49 号)

車力村・市浦村・小泊村



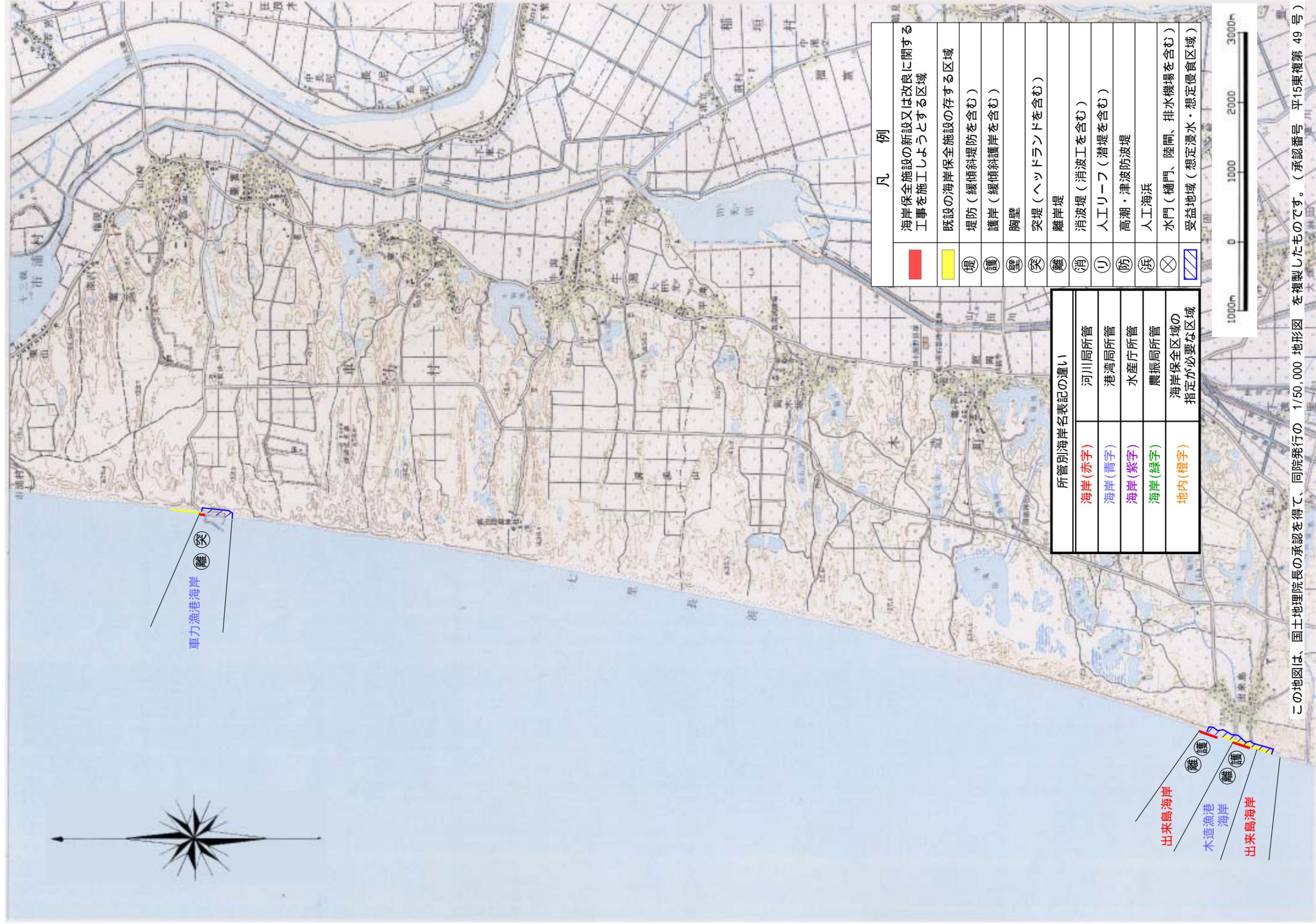
所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
壁	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
消	消波堤(消波工を含む)
リ	人工リーフ(潜堤を含む)
防	高潮・津波防波堤
浜	人工海浜
⊗	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
▨	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第 49 号)

木造町・車力村

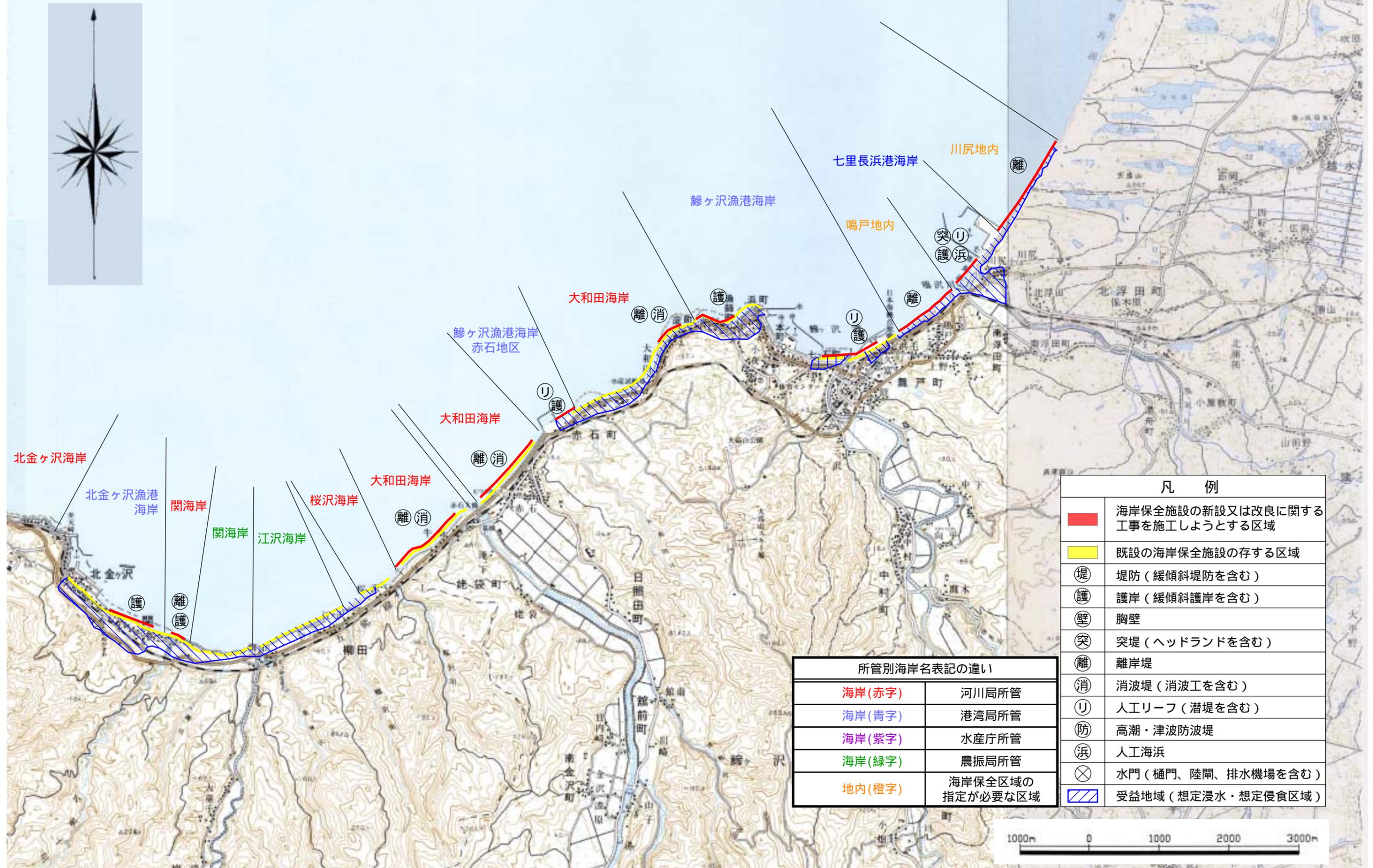


凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
消	消波堤（消波工を含む）
リ	人工リーフ（潜堤を含む）
防	高潮・津波防波堤
浜	人工海浜
⊗	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
▨	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東復第 49号）

深浦町・鯨ヶ沢町・木造町

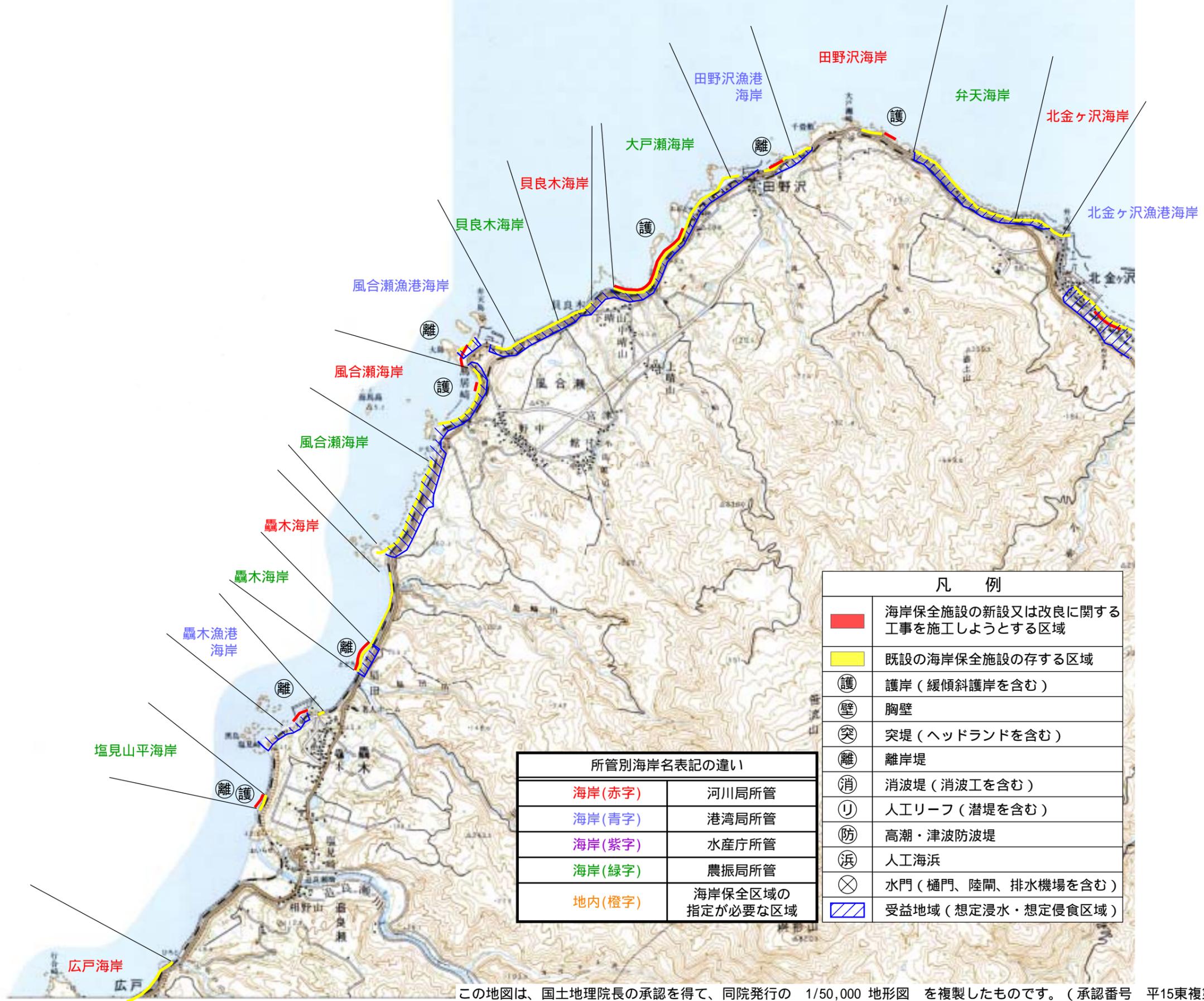


凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防（緩傾斜堤防を含む）
Ⓜ	護岸（緩傾斜護岸を含む）
Ⓜ	胸壁
Ⓜ	突堤（ヘッドランドを含む）
Ⓜ	離岸堤
Ⓜ	消波堤（消波工を含む）
Ⓜ	人工リーフ（潜堤を含む）
Ⓜ	高潮・津波防波堤
Ⓜ	人工海浜
Ⓜ	水門（樋門、陸間、排水機場を含む）
Ⓜ	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

深浦町

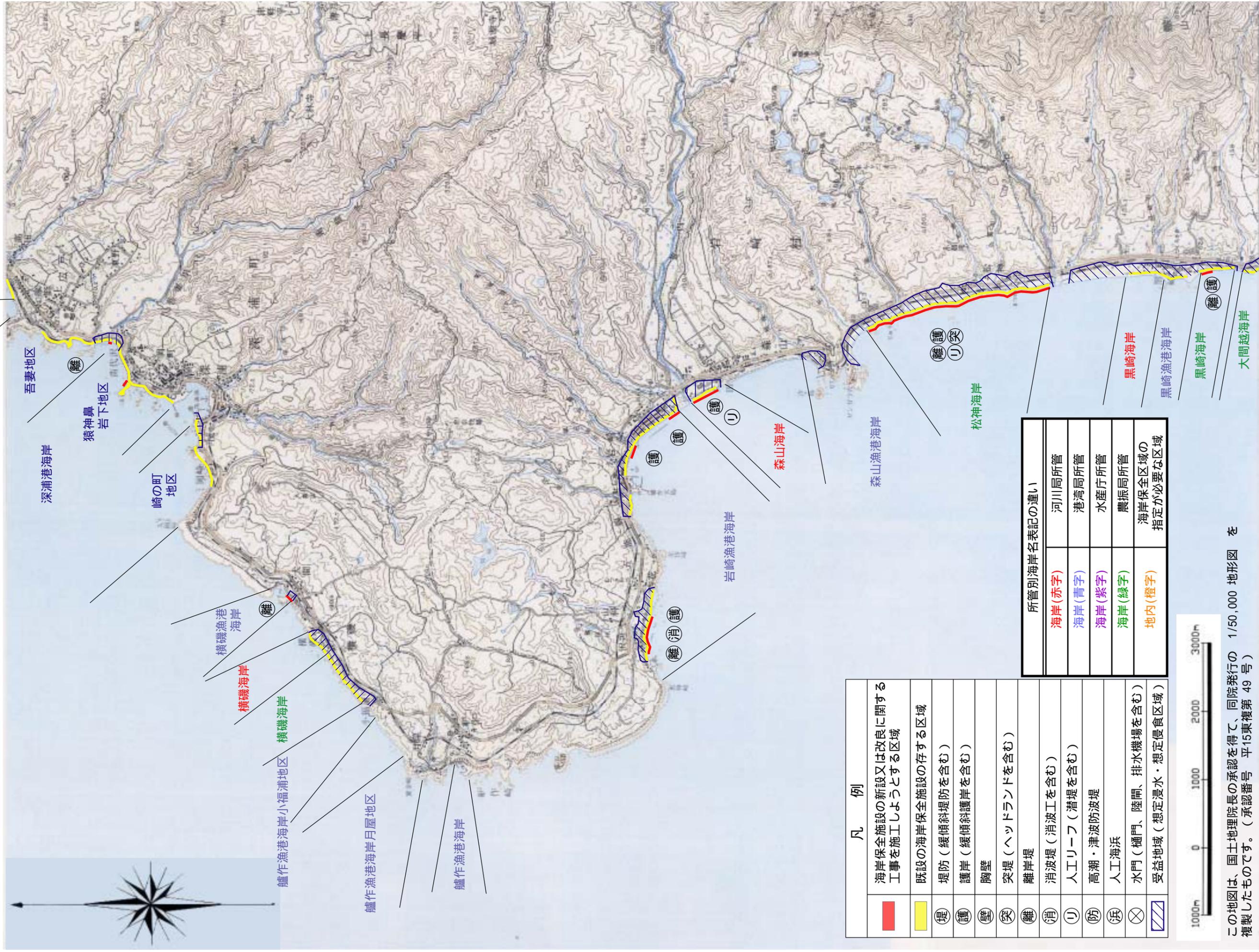


凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
○護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
○壁	胸壁
○突	突堤（ヘッドランドを含む）
○離	離岸堤
○消	消波堤（消波工を含む）
○リ	人工リーフ（潜堤を含む）
○防	高潮・津波防波堤
○浜	人工海浜
○⊗	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
▨	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

深浦町・岩崎村

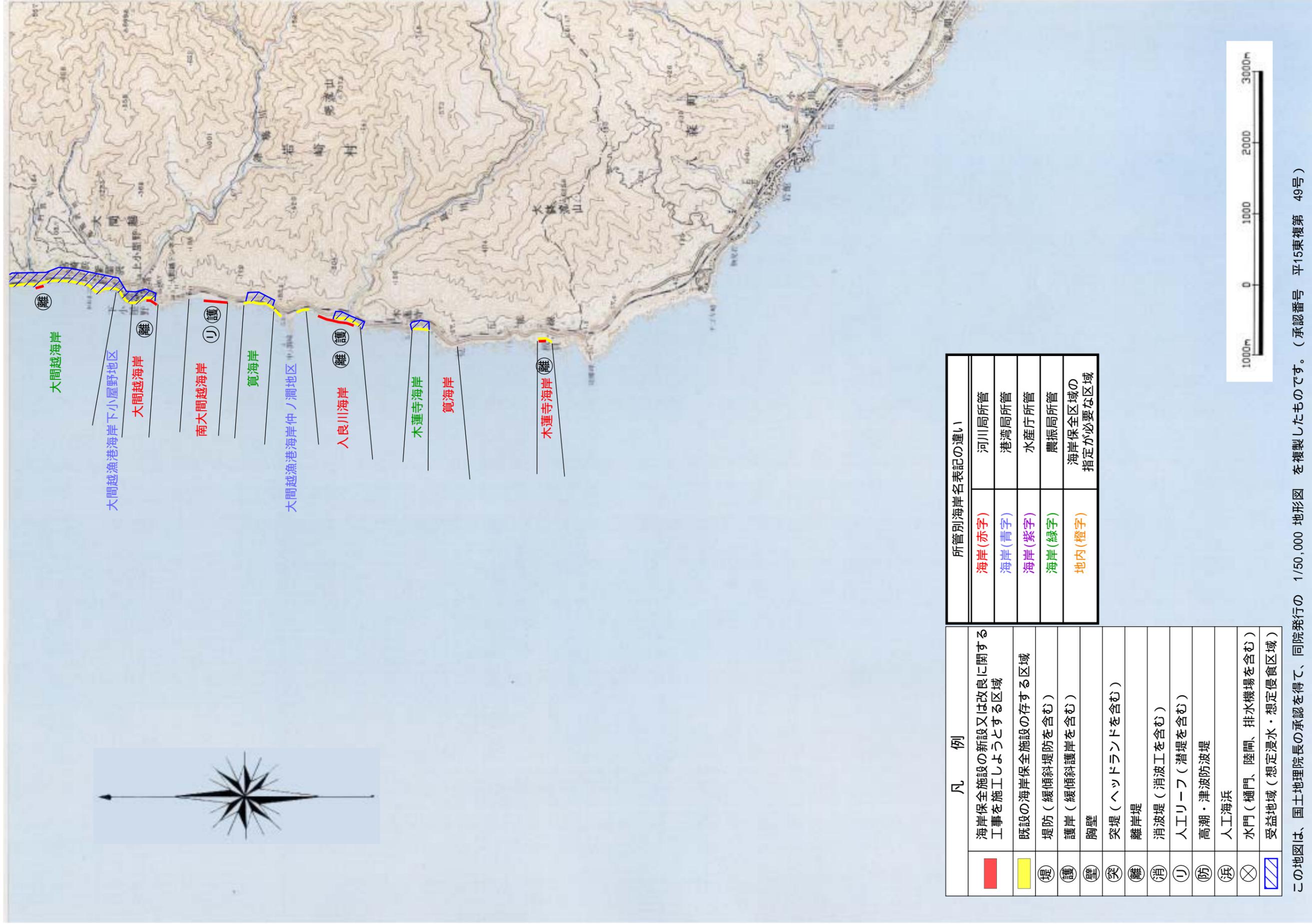


凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸門、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。（承認番号 平15東規第 49 号）

岩崎村



凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸門、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸(赤字)	河川局所管
海岸(青字)	港湾局所管
海岸(紫字)	水産庁所管
海岸(緑字)	農振局所管
地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49号）

4. 計画の見直しの時期と対処方法

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

資料一覧

資料名	使用項目
平成13年度版 海岸統計	対象範囲、海岸保全の経緯
青森県海岸保全区域図	海岸保全区域図
あもりの海岸	海岸保全区域図
平成13年 気象庁月報	気象
港湾技研資料 全国港湾海洋波浪情報網(ナウパス:NOWPHAS)	海象
海洋速報 海流図 海上保安庁 2001.07.24 ~ 08.07,2002.01.15 ~ 01.29	海象
平成12年度 河川調書	河川
平成14年度 青森県統計年鑑	自然公園・天然記念物
青森県自然公園等位置図 H8.2	自然公園・天然記念物
平成12年 国勢調査	人口、産業
平成12年度 市町村民所得統計	産業
平成13年 青森県海面漁業に関する調査報告書	水産業
平成13年版 水産業協同組合の概況	水産業
平成8年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H.9.3	海岸防護の現況
三省協定天端高 S39.10	海岸防護の現況
青森県の自然 H2.3	海岸環境の現況
第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書 (藻場・干潟・サンゴ礁調査) 1994.3 環境庁自然保護局	海岸環境の現況
1991年度～2000年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 青森県	海岸環境の現況
平成12年 青森県観光統計概要	海岸利用の現況
青森県の港湾・空港 H13.3	海岸利用の現況
2000年版 青森県の漁港	海岸利用の現況
平成12年 漁港港勢調査	海岸利用の現況